

宮代町立避難所空調設備設置工事

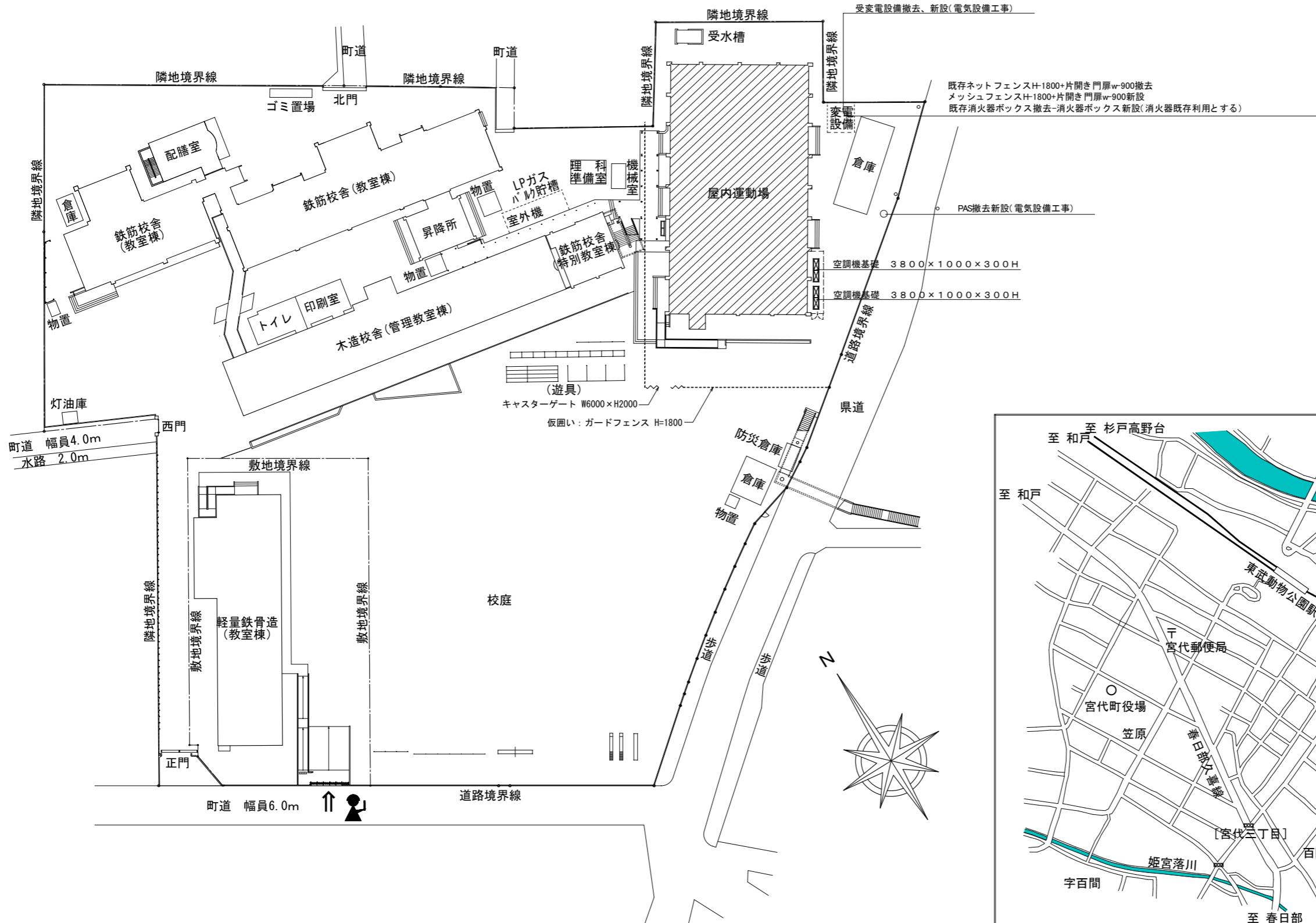
[東小学校]

建築図		電気設備図		機械設備図	
A-01	建築工事特記仕様書（1）	E-01	電気設備工事特記仕様書	M-01	機械設備工事 特記仕様書（1）
A-02	建築工事特記仕様書（2）	E-02	電気設備配置図	M-02	機械設備工事 特記仕様書（2）
A-03	建築工事特記仕様書（3）	E-03	受変電設備図（改修前）	M-03	配置図・案内図
A-04	配置図・案内図	E-04	受変電設備図（改修後）	M-04	空気調和設備 機器表 系統図
A-05	仕上表	E-05	受変電設備図（姿図）	M-05	空気調和設備 1階平面図
A-06	1階平面図	E-06	分電盤結線図	M-06	空気調和設備（計装）系統図 1
A-07	2階平面図	E-07	1階幹線・動力設備図	M-07	空気調和設備（計装）系統図 2
A-08	立面図			M-08	空気調和設備（計装）1階平面図
A-09	断面詳細図			M-09	防球ガード参考図
A-10	体育室展開図				
A-11	雑詳細図				
A-12	仮設計画図（参考）				

宮代町教育推進課

工事名		宮代町立避難所空調設備設置工事		<p>⑨施工中の安全確保</p> <p>⑩環境保全等</p> <p>⑪発生材の処理等</p> <p>⑫県産品の使用</p> <p>⑬環境への配慮</p> <p>⑭材料の品質等</p> <p>⑮技能士</p>	[1.3.7]		[1.6.9]		[表2.2.1]		[表2.2.1]	
仕様書		[東小学校]			※建設機械は、原則として排出ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用する。		※測定する		・測定しない		材料、撤去材等の運搬方法	
I 工事概要					⑯化学物質の濃度測定		対象化学物質		判定基準		種別 (・A種・B種・C種・D種・E種)	
1. 工事場所		宮代町百間5-8-48 用途地域			[1.3.10]		ホルムアルデヒト		100 μg/m ³ (0.08ppm) 以下		C種：利用可能なエレベーター (・図示・)	
2. 工事建物		棟名称・構造・階数・建築面積・延べ面積 屋内運動場 RC+S造(屋根) 2階建 m ² 1,016.0 m ²			[1.3.11]		トルエン		260 μg/m ³ (0.07ppm) 以下		D種：利用可能な階段 (・図示・)	
3. 工事種目		1) 空調設備設置工事 2) 上記に伴う建築補修工事 3) 上記に伴う電気設備新設、幹線工事			[1.4.2]		キシレン		200 μg/m ³ (0.05ppm) 以下		その他の足場 (・)	
4. 工事内容		1) 空調機の室外機、室内機設置及び配管工事 2) 機器設置に伴う仕上材の撤去補修工事 3) 機器設置に伴う電気設備配線工事			[1.4.3]		エチルベンゼン		3,800 μg/m ³ (0.88ppm) 以下		※厚生労働省が定める指針値、量単位の換算は25°C	
5. 工期		令和7年月から令和7年月			[1.4.1]		ステレン		220 μg/m ³ (0.05ppm) 以下		既存部分 (・)	
II 建築改修工事仕様					[1.4.2]		パラジクロロベンゼン		240 μg/m ³ (0.04ppm) 以下		既存部分 (・)	
1. 共通仕様		(1) 図面、特記仕様書(改修)及び現場説明書(現場説明に対する質問回答書を含む)に記載されていない事項は、すべて埼玉県建築工事特別共通仕様書、国土交通省大臣官房官庁常総部監修「公共建築改修工事標準仕様書(最新版)」(以下「改修標準仕様書」という。)及び国土交通省大臣官房官庁常総部監修「公共建築工事標準仕様書(最新版)」(以下「標準仕様書」という。)による。			[1.4.3]		測定方法		既存部分 (・)			
2. 特記仕様		(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 (2) 特記事項は、・印の付いたものを適用する。・印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。 ①印と②印の付いた場合は、共に適用する。 (3) 特記事項に記載の〔〕内の表示番号は、「埼玉県建築工事特別共通仕様書」の当該項目、当該図表を示す。 (4) 特記事項に記載の〔〕内の表示番号は、「改修標準仕様書」の当該項目、当該図表を示す。 (5) 特記事項に記載の〔〕内の表示番号は、「標準仕様書」の当該項目、当該図表を示す。 (6) ⑥印は「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」(以下「グリーン購入法」という。)の特定調達目を示す。 なお、特定調達品目か否かの判断基準は現場説明書による。			[1.4.4]		採取及び分析は、法令に基づき空気中の物質の濃度に係る証明を行う者が行う。 ①検体の採取方法は吸引方式(アクティブ法)または拡散方式(バッシブ法)による。 ②ホルムアルデヒド ・ジニトロフェニルヒドラジン誘導体固相吸着／溶媒抽出法によって採取し、高速液体クロマトグラフ法(以下 HPLC)により行うものとする。 ・バッシブ採取機器により採取し、HPLCまたはガスクロマトグラフ法(以下 GC)あるいは AHMT-吸光光度法(以下 AHMT-Abs)のうち採取機器に適応した分析法による。 ③トルエン、キシレン、エチルベンゼン、ステレン及びパラジクロロベンゼン ・固相吸着/溶媒抽出法、固相吸着/加熱脱着法、容器採取法の3種の方法のいずれかを用いて採取し、ガスクロマトグラフ/質量分析法(以下 GC/MS)により行うものとする。 ・バッシブ採取機器により採取し、GCまたはGC/MSのうち採取機器に適応した分析法による。		既存部分 (・)			
3. 施工時間		※建設機械は、原則として排出ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用する。			[1.6.10]		測定対象室		既存部分 (・)			
4. 施工条件		・引き渡しを要するもの (・図示・)			[1.6.11]		○監督員の指定する室 (3室) [図示]		既存部分 (・)			
5. 施工方法		注 a) 発生材のうち特記により、引き渡しを要するものは、指示された場所に整理のうえ調書を添えて監督員に報告する。 b) 産業廃棄物処理許可書及び最終処理受入票の写しを提出する。 c) 引き渡しを要しないものは、すべて構外に搬出し、「資源の有効な利用の促進に関する法律」「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「建設リサイクル法」という。)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令等により適切に処理し監督員に報告する。			[1.6.12]		測定箇所		既存部分 (・)			
6. 施工機材		受注者は、工事材料に係る納入契約を締結する場合には、当該契約の相手方は埼玉県内に本店を有する者の中から選定するように努めるとともに、調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努める。			[1.6.13]		測定時期		既存部分 (・)			
7. 施工品質		建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセドアルデヒド及びステレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ② 接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③ 接着剤は、可塑剤(フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等)を含有しない難揮発性の可塑剤を除くが添加されていない材料を使用する。 ④ ①の材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセドアルデヒド及びステレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。			[1.6.14]		報告書		既存部分 (・)			
8. 施工安全		本工事に使用する材料等は、設計図書に定める品質及び性能と同等以上のものを使用する。ただし製造業者等が指定されている場合に同等以上のものとする場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。 材料・機材等の製造業者等は次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。 ① 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 ② 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 ③ 安定的な供給が可能であること。 ④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること。 ⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥ 販売、保守等の営業体制が整えられていること。 ※製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、あらかじめ「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(林野庁 H18.2.15)に準拠した証明書を監督員に提出する。		[1.6.15]		17 中間検査		既存部分 (・)				
9. 施工品質		[1.6.16]		[1.7.2] [1.5.1]		中間検査の実施		既存部分 (・)				
10. 施工方法		[1.6.17]		[1.8.1]		既存部分 (・)						
11. 施工機材		[1.6.18]		[1.8.2]		既存部分 (・)						
12. 施工品質		[1.6.19]		[1.8.3]		既存部分 (・)						
13. 施工安全		[1.6.20]		[1.6.2]		既存部分 (・)						
14. 施工方法		[1.6.21]		[1.6.3] [1.8.2]		既存部分 (・)						
15. 施工機材		[1.6.22]		[1.6.4]		既存部分 (・)						
16. 施工品質		[1.6.23]		[1.6.5]		既存部分 (・)						
17. 施工安全		[1.6.24]		[1.6.6]		既存部分 (・)						
18. 施工方法		[1.6.25]		[1.6.7]		既存部分 (・)						
19. 施工機材		[1.6.26]		[1.6.8]		既存部分 (・)						
20. 施工品質		[1.6.27]		[1.6.9]		既存部分 (・)						
21. 施工安全		[1.6.28]		[1.6.10]		既存部分 (・)						
22. 施工方法		[1.6.29]		[1.6.11]		既存部分 (・)						
23. 施工機材		[1.6.30]		[1.6.12]		既存部分 (・)						
24. 施工品質		[1.6.31]		[1.6.13]		既存部分 (・)						
25. 施工安全		[1.6.32]		[1.6.14]		既存部分 (・)						
26. 施工方法		[1.6.33]		[1.6.15]		既存部分 (・)						
27. 施工機材		[1.6.34]		[1.6.16]		既存部分 (・)						
28. 施工品質		[1.6.35]		[1.6.17]		既存部分 (・)						
29. 施工安全		[1.6.36]		[1.6.18]		既存部分 (・)						
30. 施工方法		[1.6.37]		[1.6.19]		既存部分 (・)						
31. 施工機材		[1.6.38]		[1.6.20]		既存部分 (・)						
32. 施工品質		[1.6.39]		[1.6.21]		既存部分 (・)						
33. 施工安全		[1.6.40]		[1.6.22]		既存部分 (・)						
34. 施工方法		[1.6.41]		[1.6.23]		既存部分 (・)						
35. 施工機材		[1.6.42]		[1.6.24]		既存部分 (・)						
36. 施工品質		[1.6.43]		[1.6.25]		既存部分 (・)						
37. 施工安全		[1.6.44]		[1.6.26]		既存部分 (・)						
38. 施工方法		[1.6.45]		[1.6.27]		既存部分 (・)						
39. 施工機材		[1.6.46]		[1.6.28]		既存部分 (・)						
40. 施工品質		[1.6.47]		[1.6.29]		既存部分 (・)						
41. 施工安全		[1.6.48]		[1.6.30]		既存部分 (・)						
42. 施工方法		[1.6.49]		[1.6.31]		既存部分 (・)						
43. 施工機材		[1.6.50]		[1.6.32]		既存部分 (・)						
44. 施工品質		[1.6.51]		[1.6.33]		既存部分 (・)						
45. 施工安全		[1.6.52]		[1.6.34]		既存部分 (・)						
46. 施工方法		[1.6.53]		[1.6.35]		既存部分 (・)						
47. 施工機材		[1.6.54]		[1.6.36]		既存部分 (・)						
48. 施工品質		[1.6.55]		[1.6.37]		既存部分 (・)						
49. 施工安全		[1.6.56]		[1.6.38]		既存部分 (・)						
50. 施工方法		[1.6.57]		[1.6.39]		既存部分 (・)						
51. 施工機材		[1.6.58]		[1.6.40]		既存部分 (・)						
52. 施工品質		[1.6.59]		[1.6.41]		既存部分 (・)						
53. 施工安全		[1.6.60]		[1.6.42]		既存部分 (・)						
54. 施工方法		[1.6.61]		[1.6.43]		既存部分 (・)						
55. 施工機材		[1.6.62]		[1.6.44]		既存部分 (・)						
56. 施工品質		[1.6.63]		[1.6.45]		既存部分 (・)						
57. 施工安全		[1.6.64]		[1.6.46]		既存部分 (・)						
58. 施工方法		[1.6.65]		[1.6.47]		既存部分 (・)						
59. 施工機材		[1.6.66]		[1.6.48]		既存部分 (・)						
60. 施工品質		[1.6.67]		[1.6.49]		既存部分 (・)						
61. 施工安全		[1.6.68]		[1.6.50]		既存部分 (・)						
62. 施工方法		[1.6.69]		[1.6.51]		既存部分 (・)						
63. 施工機材		[1.6.70]		[1.6.52]		既存部分 (・)						
64. 施工品質		[1.6.71]		[1.6.53]		既存部分 (・)						
65. 施工安全		[1.6.72]		[1.6.54]		既存部分 (・)						
66. 施工方法		[1.6.73]		[1.6.55]		既存部分 (・)						
67. 施工機材		[1.6.74]		[1.6.56]		既存部分 (・)						
68. 施工品質		[1.6.75]		[1.6.57]		既存部分 (・)						
69. 施工安全		[1.6.76]		[1.6.58]		既存部分 (・)						
70. 施工方法		[1.6.77]		[1.6.59]		既存部分 (・)						
71. 施工機材		[1.6.78]		[1.6.60]		既存部分 (・)						
72. 施工品質		[1.6.79]		[1.6.61]		既存部分 (・)						
73. 施工安全		[1.6.80]		[1.6.62]		既存部分 (・)						
74. 施工方法		[1.6.81]		[1.6.63]		既存部分 (・)						
75. 施工機材		[1.6.82]		[1.6.64]		既存部分 (・)						

⑩ 鉄筋工事	① 鉄筋	鉄筋の種類 ・種類の記号 呼び径 (mm) 備考 ○SD295 ※D16以下 ○SD345 ※D19以上	(5.2.1)		施工完了後の接合部の試験 ・外観試験 試験対象 ※全数 試験項目 ・評定等の評価内容による 試験方法 ・評定等の評価内容による ・超音波測定試験 試験対象 ・抜取り ロット ・1組の作業班が1日に行った接合箇所で、最大200箇所程度とする 試験の箇所数 ・1ロットに対して()箇所 ・全数 試験項目 ※内部欠陥の検出 試験方法 ※JIS Z 3063(鉄筋コンクリート用異形棒鋼接合部の超音波測定方法及び判定基準)による 不合格となった場合の措置		11 寒中コンクリート 適用期間 (月 日～月 日) 構造体強度補正値(S)を算定温度を基に定める場合 ・図示による()、S=()	(6.11.1, 2)	
	2 溶接金網	形状等 ・種類 種類の記号 网目の形状、寸法、鉄線の経 (mm) 使用部位 ・溶接金網 ・鉄筋格子	(5.2.2)			12 夏中コンクリート 適用期間 (月 日～月 日) 構造体強度補正値(S) ※60/mm ² ・図示による()、S=()	(6.12.2)		
	③ 鉄筋の継手	鉄筋の継手方法等 ・部位 繰手方法 呼び径 (mm) 柱、梁の主筋 ガス圧接 機械式継手 ※D19以上 耐力壁の鉄筋 重ね継手 基礎、耐圧スラブ、土圧壁 重ね継手 ガス圧接 その他の鉄筋() 重ね継手	(5.3.4)			13 マスコンクリート 適用箇所 ・図示による() セメントの種類 ・普通セメントA種 中熟熱ポルトランドセメント ・高炉セメントB種 フライアッシュセメントB種 混和材料の適用 ・あり(標準仕様書6.13.2(2)(7)による) 標準仕様書6.13.2(2)(4)による スランプ ※15cm 構造体強度補正値(S) ※標準仕様書表6.13.1による	(6.13.1, 2)		
	4 鉄筋の定着	鉄筋の定着長さ ・図示による()	(5.3.4)			14 無筋コンクリート コンクリートの種類 ※普通コンクリート セメントの種類 ※普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、シリカセメントA種又は ・高炉セメントB種 ・フライアッシュセメントA種 ・高炉セメントB種 設計基準強度 ※18 (N/mm ²) スランプ ※15cm又は18cm 適用箇所 ・図示による()	(6.14.1)		
	5 鉄筋のかぶり厚さ (溶接金網含む)	柱及び梁の余長の長さ 構造関係共通図(配筋標準図)による。これによらない箇所は図示による。 最小かぶり厚さ(自地底から算出を行う) ※図示による(構造関係共通図(配筋標準図)4(1)表4.1) ・図示による()	(5.3.5)	⑪ コンクリート工事	① コンクリートの種類等 類別 ※I類(JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート) ・II類(JIS A 5308に適合したコンクリート) 普通コンクリート 設計基準強度 (N/mm ²) 気乾単位容積質量 (t/m ³) スランプ 適用箇所 ○24 2.3程度 15又は18 18 ・ ・ ・ ・ ・ 構造体強度補正値(S) ※標準仕様書表6.3.2による 補正値 S=3 (月 日～月 日、月 日～月 日) S=6 (月 日～月 日、月 日～月 日)	(6.2.1)			
	6 各部配筋	柱及び梁の主筋にD29以上の使用 ・あり(適用箇所()) 主筋のかぶり厚さを径の1.5倍以上確保する 耐久性上不利な部分(塗装等を受けるおそれのある部分等) ・あり(適用箇所()) ・最小かぶり厚さに加える厚さ () mm	(5.3.7)	② セメント	種類 ※普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、シリカセメントA種又は ・フライアッシュセメントA種 適用箇所(※下記以外で) 普通ポルトランドセメントの品質は、JIS R 5210に示された規定の他、水和熟が7日目で352J/g以下、かつ28日目で402J/g以下のものとする。 ・高炉セメントB種 ・フライアッシュセメントB種 適用箇所()	(6.3.1)		15 コンクリートの単位水量測定 実施要領 (1)単位水量の測定は、150m ³ に1回以上及び荷下し時に品質の異常が認められた時に実施する。 (2)単位水量の上限値は、標準仕様書6.3.2(4)(c)による。 (3)単位水量の管理目標値は次の通りとして、施工する。 1)測定した単位水量が、計画調合量の設計値(以下、「設計値」という。)±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工する。 2)測定した単位水量が、設計値±15kg/m ³ を超える場合、水量変動の原因を調査するとともに生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、設計値±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3)設計値±20kg/m ³ を超える場合は、生コンを打設までは持ち帰らせ、水量変動の原因を調査するとともに生コン製造者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の割定を行い設計値±20kg/m ³ 以内であることを確認する。更に、設計値±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 4)3の不合格生コンを確実に持ち帰ったことを確認する。 (4)単位水量管理についての記録を書面(計画調合書、製造管理記録、打込み時の外気温、コンクリート温度等)と写真により提出する。 (5)単位水量の測定方法は、高周波誘電加熱乾燥法(電子レンジ法)、IT法又は静電容量測定法による。また、試験機関は該当コンクリート製造所以外の機関とする。	
	7 ガス圧接	圧接完了後の圧接部の試験 外観試験 ※行う(全ての圧接部) 抜取試験 ※超音波探傷試験(試験方法 標準仕様書5.4.10(4)(a)による) ・引張試験 試験方法 標準仕様書5.4.10(4)(b)による	(5.4.10)	③ 鋼材	アルカリシリカ反応による区分 ※A・B(コンクリート中のアルカリ總量が3.0 kg/m ³ 以下)	(6.3.1)			
	8 機械式継手	適用箇所 ・図示による() H12建築第1463号に適合する性能 種類 ・ねじ式鉄筋継手 充填方式 ・無機グラウト方式 有機グラウト方式 ・端部ねじ加工継手 ・モルタル充填式継手 工法 ※第三者機関の評定等を取得している工法 鉄筋相互のあき ※評定等の評価内容による 品質の確認 ※評定等の評価内容による 検査 ※評定等の評価内容による 施工完了後の継手部の試験 外観試験 試験対象 全数 試験項目 ・評定等の評価内容による 試験方法 ・評定等の評価内容による ・超音波測定試験 試験対象 ・抜取り ロット ・1組の作業班が1日に行った継手箇所で、最大200箇所程度とする 試験の箇所数 ・1ロットに対して()箇所 ・全数 試験項目 ※挿入長さ 試験方法 ※JIS Z 3064(鉄筋コンクリート用機械式継手の鉄筋挿入長さの超音波測定方法及び判定基準)による 不合格となった場合の措置	(5.5.3, 5)	④ 混和材料	・混和剤 混和剤の種類 ※標準仕様書6.3.1(4)(a)による ・混和材 混和材の種類 ※標準仕様書6.3.1(4)(b)による	(6.3.1)			
	9 溶接継手	柱及び梁の位置、ひび割れ誘発目地、打継ぎ目地 柱及び壁 ※柱の下部(立上り部含む) 柱及び壁 ※スラブ、壁梁又は基礎の上端 ・図示による()	(5.6.4)	⑤ 打継ぎの位置 梁及びスラブ ※スパンの中央又は端から1/4の付近 柱及び壁 ※スラブ、壁梁又は基礎の上端 ・図示による()	(6.6.4)				
	10 軽量コンクリート	打継ぎの位置、形状、寸法 ・A種 既存杭の撤去等 湿潤養生 ・セメントの種類が普通エコセメントの場合()日 合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ 種別 適用箇所 ・A種 ※図示による() ・B種 ※図示による() ・C種 ※図示による() コンクリートの仕上りの平たんさ 種別 適用箇所 ・a種 ※図示による() ・b種 ※図示による() ・c種 ※図示による() 打増し厚さ ・打放し仕上げの打増し厚さ(外部に面する部分に限る) 20mm ・打放し仕上げの打増し厚さ(内部に面する部分に限る) 10mm 20mm ・外装タイル後張り面の打増し処理 20mm 打増し範囲 ・図示による() せき板の材料及び厚さ ○合板(※12mm) 5 コンクリートの充填性の確認のため、型枠の一部に透明型枠等を使用する場合は、强度、変形等について、事前に監督員と協議する。 ・断熱材を兼用した型枠の使用 適用箇所・図示による() ・MCR工法用シートの使用 適用箇所・図示による() 打増し厚さ 20mm 打増し範囲・図示による() スリーブの材種・規格等 ・図示による() 存置期間及び取外し ※標準仕様書6.8.4による ・普通エコセメントの場合(※図示による()) 適用箇所・図示による() 種類 ・1種 2種 気乾単位容積質量 ・標準仕様書表6.10.1による スランプ ※21cm	(6.8.1)	⑥ 湿潤養生 ⑦ コンクリートの仕上り ⑧ 打増し厚さ (打放し仕上げ部) ⑨ 型枠 ⑩ 軽量コンクリート	(6.8.1) (6.7.2) (6.2.5) (6.8.2) (6.8.2) (6.8.4) (6.10.1, 2)	12 土工事及び地盤工事 1 既存杭の撤去等 ・杭頭部等の処理 ・既存杭の補強 ・健全性の確認試験 2 土工事 埋戻し及び盛土の種別 ・A種 適用場所() ・B種 適用場所() ・C種 適用場所() 土質() 受渡場所() ・D種 適用場所() 品質細粒分(75μm以下)の含有率(重量百分率)の上限を50%未満とする。 六価クロム溶出試験 行う 建設発生土の処理 構内指示の場所に堆積 鋼矢板等の抜き跡の処理 ※※地盤の変形を防止する適切な措置を講ずる 留め壁等の存置 行う(存置範囲※図示) 3 地盤工事 ・杭打層の位置及び土質(基礎の先端の位置含む) ・図示による() 杭の材料、工法、寸法、施工方法 ・図示による() 試験杭の位置、本数、寸法、施工方法 ・図示による() 杭の載荷試験 ・適用(船重・水平) 試験杭(位置、本数、載荷重、試験方法、報告書記載事項※図示) 地盤の載荷試験 ・適用(※平板) 試験位置、載荷重、試験方法、報告書記載事項※図示 杭の接合継手 ・図示による() 技能資格者の技量及び接合部の確認※図示 杭頭の処理等 ・適用(処理方法(切断なども含む)※図示) 記録する施工状況等 ・図示による() ○砂利地盤 材料 ・再生クラッシュヤン 5 施工範囲 ・図示による() 厚さ ※60mm ・砂地盤 材料 ・シルト 施工範囲 ・図示による() 厚さ ※60mm ○捨コンクリート地盤 材料 ・普通コンクリート 設計基準強度 ※18/N/mm ² スランプ ※15cm又は18cm 施工範囲 ・図示による() 厚さ ※50mm(※平たん仕上げ)	[8.28.2] [8.28.3] [8.2.15] [8.28.4] [8.2.15] [8.28.4] [8.2.15] [8.28.4]		

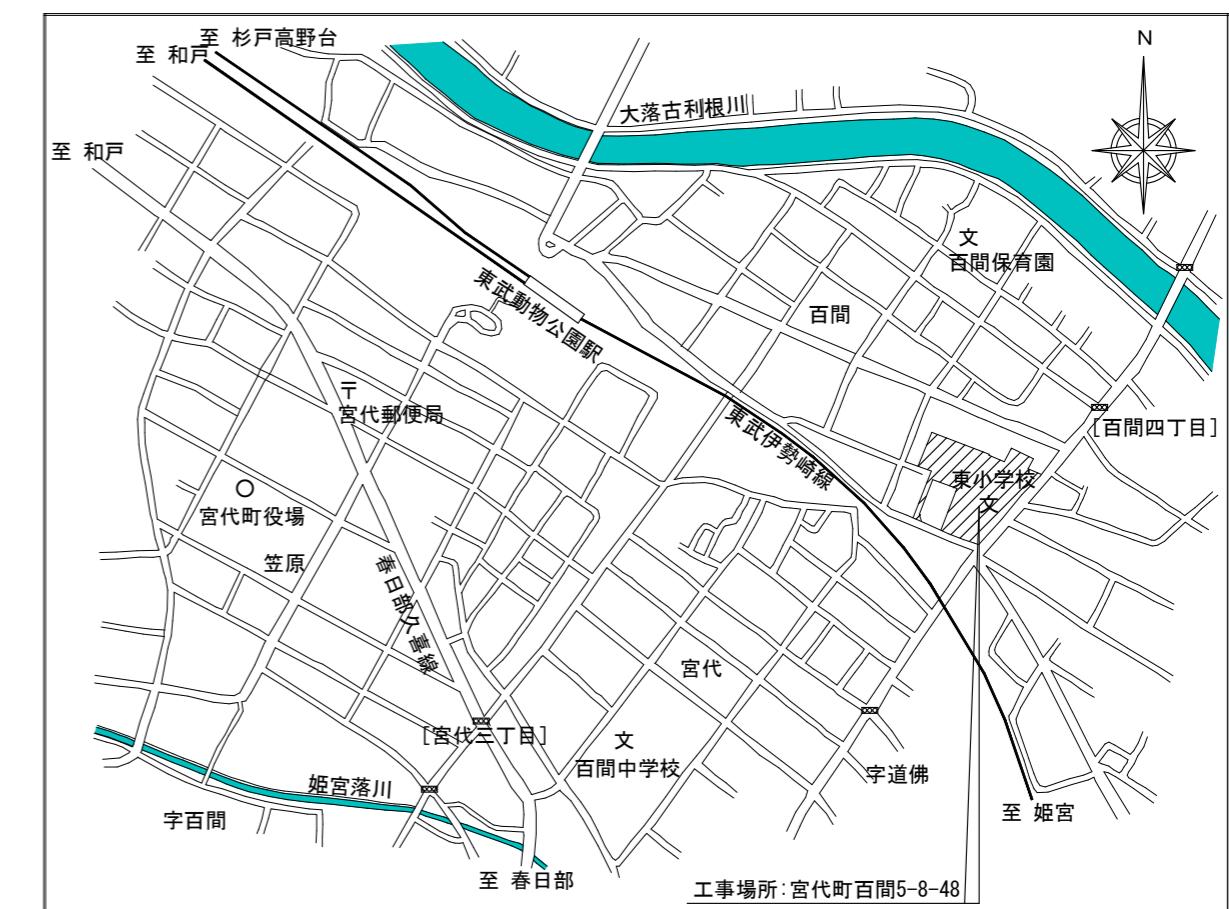


※7:30~9:00の登校時間は、原則、工事車両搬出入禁止。
※敷地内の車両の走行は最徐行とし細心の注意を図ること。
※工事期間中も、工事範囲以外の校舎およびグラウンド等を生徒が使用するので、工事範囲内と範囲外との区別を徹底し、
安全に十分配慮することは勿論、不用意に生徒が工事範囲内に侵入しないように十分管理を徹底すること。
また、作業員が不用意に工事範囲外に出ることの無いよう十分管理を徹底すること。
※周辺部材に損傷を与えた場合は、請負業者の責任において現況復旧すること。
※仮囲いの位置は、別途学校との打合せによるものとする。
※工事に干渉する植栽の伐採等については、別途学校との打合せによるものとする。

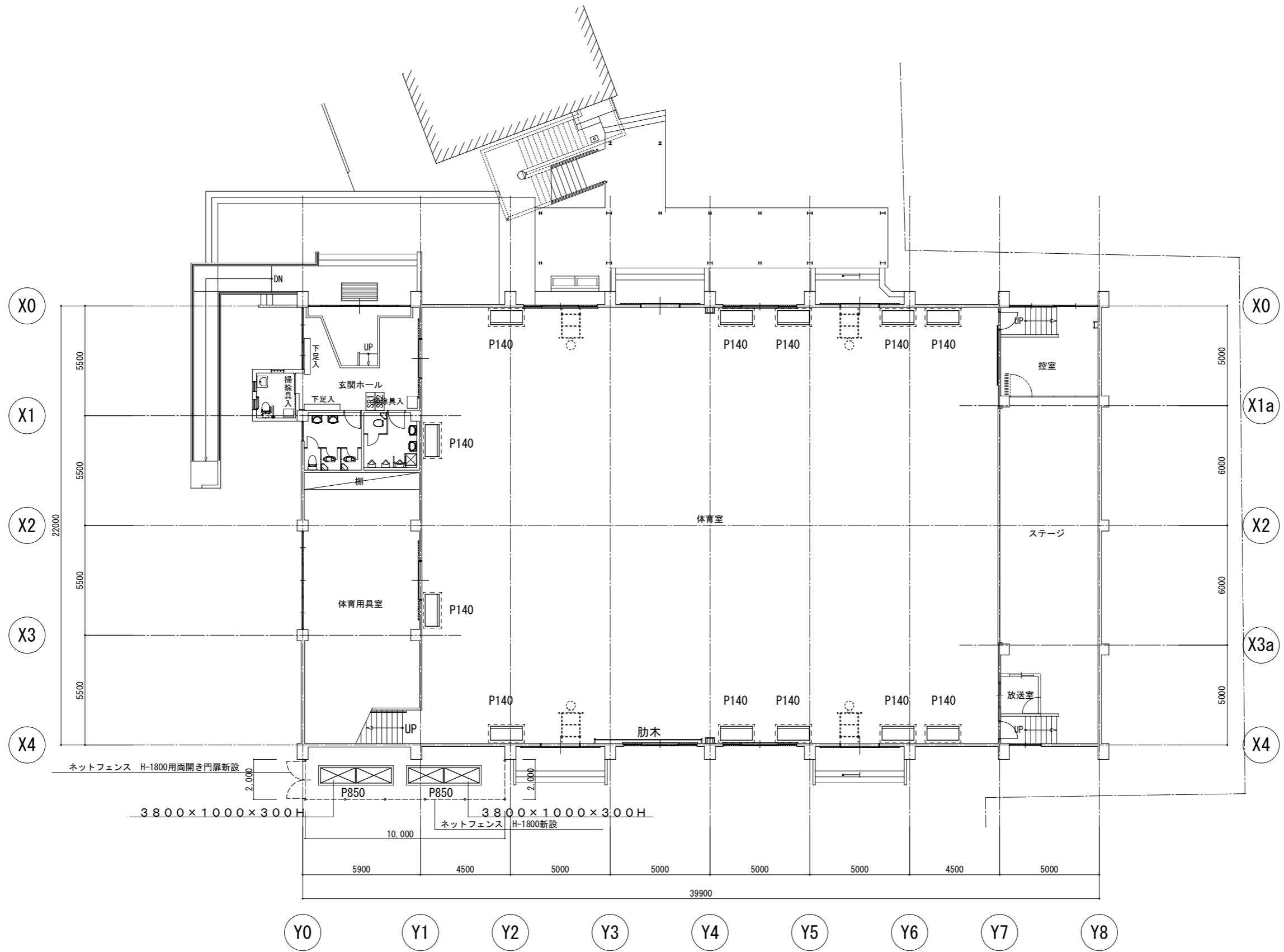
配置図（仮設計画図：参考） 1/500

■: 工事対象建物

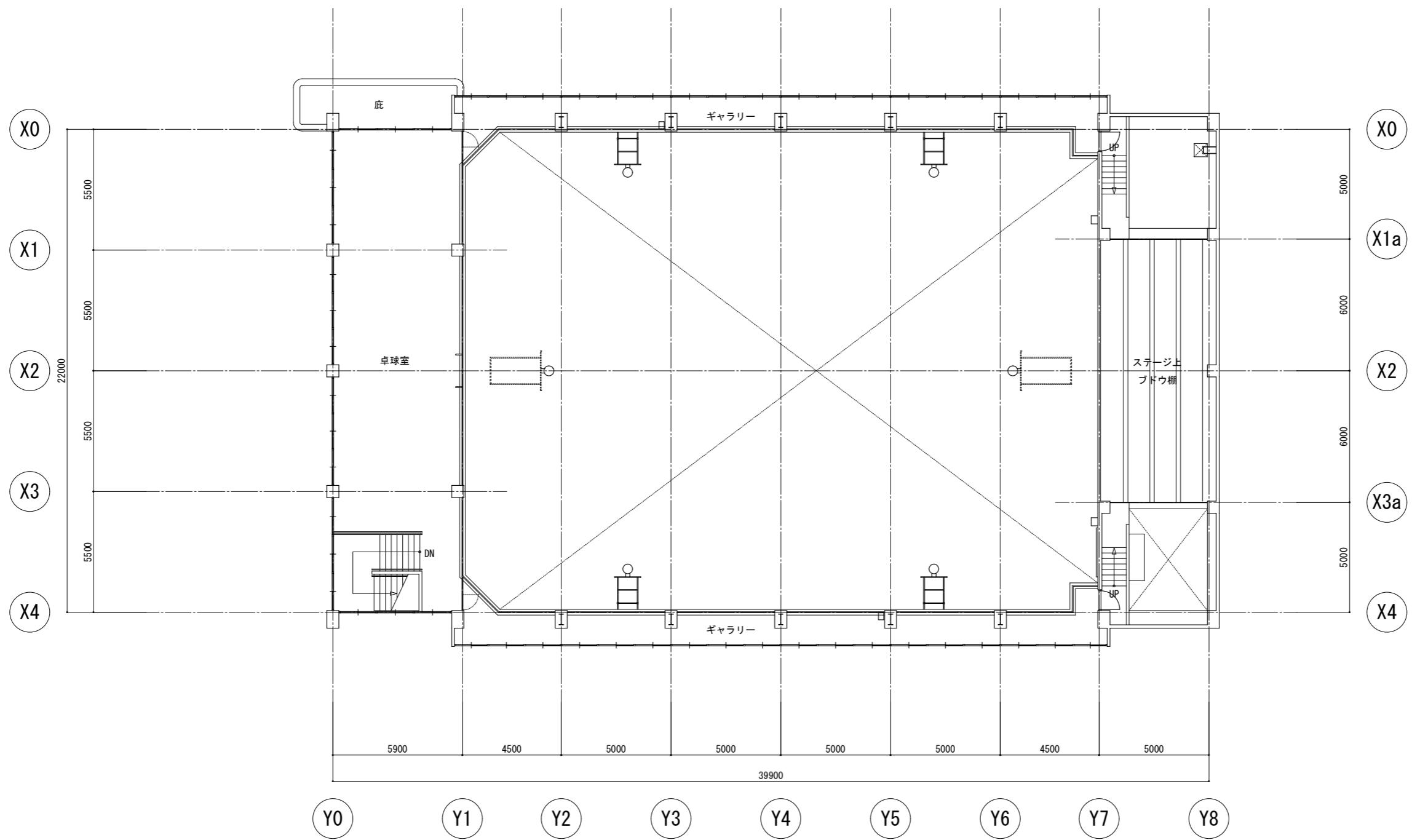
案内図



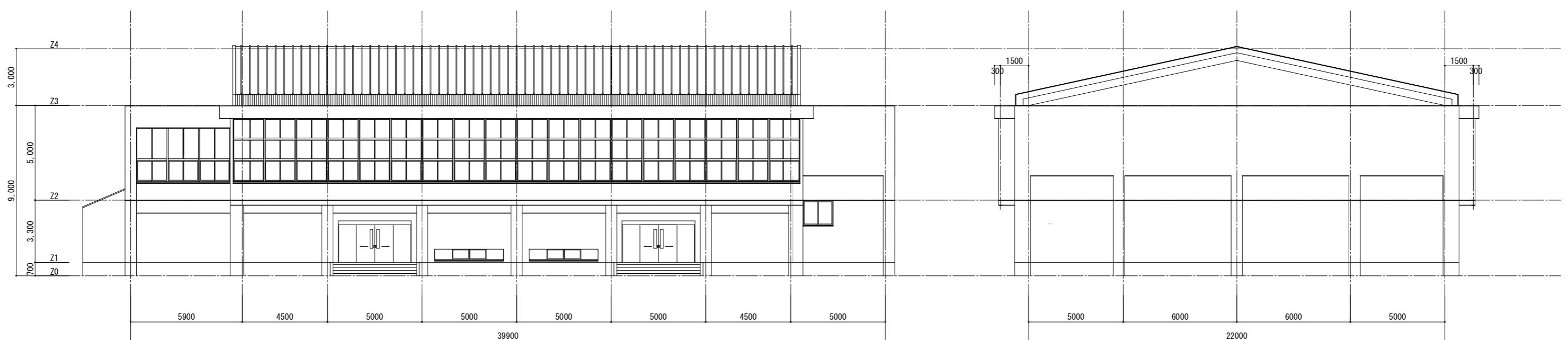
外部仕上表				内部仕上表						
部 位	仕 上	階 室 名	床	巾木	壁	天 井	備 考			
屋根 (本体)	改修前	t=0.4 長尺カラーフレート瓦棒葺き(真木なし) アスファルトーリング 22kg、t=25 木毛マグネシウム板	改修前	150角磁器質タイル貼り	t=30 テラゾーブロック ラワン H=100 SOP	モルタル金ゴテ 吹付けタイル	t=9 化粧石膏ボード張り			
	改修後	現況のまま	改修後	現況のまま	現況のまま	現況のまま	現況のまま			
屋根 (下屋)	改修前	シート防水	改修前	25角モザイクタイル貼り		100角陶器質タイル貼り	t=4 フレキシブルボード目透かし張り VEP			
	改修後	現況のまま	改修後	現況のまま		現況のまま	現況のまま			
外 壁	改修前	コンクリート打放し 吹付けタイル	改修前	t=2 エポキシモルタル塗り	ラワン H=100 SOP	モルタル金ゴテ VEP	t=4 フレキシブルボード目透かし張り VEP			
	改修後	現況のまま	改修後	現況のまま	現況のまま	現況のまま	現況のまま			
パラベット	改修前	コンクリート打放し 吹付けタイル	改修前	t=15 ナラフローリング PP t=15 柄板合板、鋼製床組下地	ラワン H=100 SOP	t=4 有孔ラワンベニヤ張り SOP、縦格子 ラワン 30x40 SOP	鉄骨あらわし SOP			
	改修後	現況のまま	改修後	現況のまま	現況のまま	一部撤去 (2300×900) コンクリート面 ケレン清掃 EP-G 木枠(スブルース) 30×70 CL 新設	現況のまま			
庇	改修前	コンクリート打放し アクリルリシン吹付	改修前	t=15 ナラフローリング PP t=15 柄板合板、鋼製床組下地	ラワン H=100 SOP	t=5.5 ラワンベニヤ張り SOP	t=25 未板打込、梁型 コンクリート打放し			
	改修後	現況のまま	改修後	現況のまま	現況のまま	現況のまま	現況のまま			
軒裏	改修前	t=4 フレキシブルボード目透かし張り VEP	改修前	t=15 ナラフローリング PP t=15 柄板合板、鋼製床組下地	ラワン H=100 SOP	モルタル金ゴテ AEP	t=9 化粧石膏ボード張り			
	改修後	現況のまま	改修後	現況のまま	現況のまま	現況のまま	現況のまま			
豎 棚	改修前	白ガス管 100φ、75φ SOP	改修前	t=15 ナラフローリング PP t=15 柄板合板、鋼製床組下地	ラワン H=100 SOP	コンクリート打放し 吹付けタイル	t=9 化粧石膏ボード張り			
	改修後	現況のまま	改修後	現況のまま	現況のまま	現況のまま	現況のまま			
軒 棚	改修前	モルタル下地シート防水、ルーフドレイン(豎・横引)	改修前	長尺塩ビシート貼り	ビニル巾木	100角陶器質タイル貼り	t=9 化粧石膏ボード張り			
	改修後	現況のまま	改修後	現況のまま	現況のまま	現況のまま	現況のまま			
換気孔	改修前	床下 200φ アルミガラリ(防虫網)	改修前	長尺塩ビシート貼り	ラワン H=100 SOP	コンクリート打放し ビニルクロス貼り	t=4 フレキシブルボード目透かし張り AEP 段裏: コンクリート打放し アクリルリシン吹付			
	改修後	現況のまま	改修後	現況のまま	現況のまま	現況のまま	現況のまま			
改修前			改修前	t=2 合成樹脂弹性塗床(ウレタン)	ラワン H=100 SOP	100角半磁器タイル貼り	t=4 フレキシブルボード目透かし張り AEP 梁型: コンクリート打放し AEP			
	改修後		改修後	現況のまま	現況のまま	現況のまま	現況のまま			
改修前			改修前		モルタル金ゴテ押え VEP	壁: モルタル金ゴテ VEP 柱型: コンクリート打放し VEP	コンクリート打放し補修 AEP			
	改修後		改修後	現況のまま	現況のまま	現況のまま	現況のまま			
改修前			改修前							
	改修後		改修後	現況のまま	現況のまま	現況のまま	現況のまま			
改修前			改修前							
	改修後		改修後	現況のまま	現況のまま	現況のまま	現況のまま			
改修前			改修前							
	改修後		改修後	現況のまま	現況のまま	現況のまま	現況のまま			
改修前			改修前							
	改修後		改修後	現況のまま	現況のまま	現況のまま	現況のまま			
改修前			改修前							
	改修後		改修後	現況のまま	現況のまま	現況のまま	現況のまま			
改修前			改修前							
	改修後		改修後	現況のまま	現況のまま	現況のまま	現況のまま			
改修前			改修前							
	改修後		改修後	現況のまま	現況のまま	現況のまま	現況のまま			
改修前			改修前							
	改修後		改修後	現況のまま	現況のまま	現況のまま	現況のまま			
改修前			改修前							
	改修後		改修後	現況のまま	現況のまま	現況のまま	現況のまま			
改修前			改修前							
	改修後		改修後	現況のまま	現況のまま	現況のまま	現況のまま			
改修前			改修前							
	改修後		改修後	現況のまま	現況のまま	現況のまま	現況のまま			
改修前			改修前							
	改修後		改修後	現況のまま	現況のまま	現況のまま	現況のまま			
改修前			改修前							
	改修後		改修後	現況のまま	現況のまま	現況のまま	現況のまま			
改修前			改修前							
	改修後		改修後	現況のまま	現況のまま	現況のまま	現況のまま			
改修前			改修前							
	改修後		改修後	現況のまま	現況のまま	現況のまま	現況のまま			
改修前			改修前							
	改修後		改修後	現況のまま	現況のまま	現況のまま	現況のまま			
改修前			改修前							
	改修後		改修後	現況のまま	現況のまま	現況のまま	現況のまま			
改修前			改修前							
	改修後		改修後	現況のまま	現況のまま	現況のまま	現況のまま			
改修前			改修前							
	改修後		改修後	現況のまま	現況のまま	現況のまま	現況のまま			
改修前			改修前							
	改修後		改修後	現況のまま	現況のまま	現況のまま	現況のまま			
改修前			改修前							
	改修後		改修後	現況のまま	現況のまま	現況のまま	現況のまま			
改修前			改修前							
	改修後		改修後	現況のまま	現況のまま	現況のまま	現況のまま			
改修前			改修前							
	改修後		改修後	現況のまま	現況のまま	現況のまま	現況のまま			
改修前			改修前							
	改修後		改修後							



1階平面図 1/150



2階平面図 1/150



Y0

Y1

Y2

Y3

Y4

Y5

Y6

Y7

Y8

X0

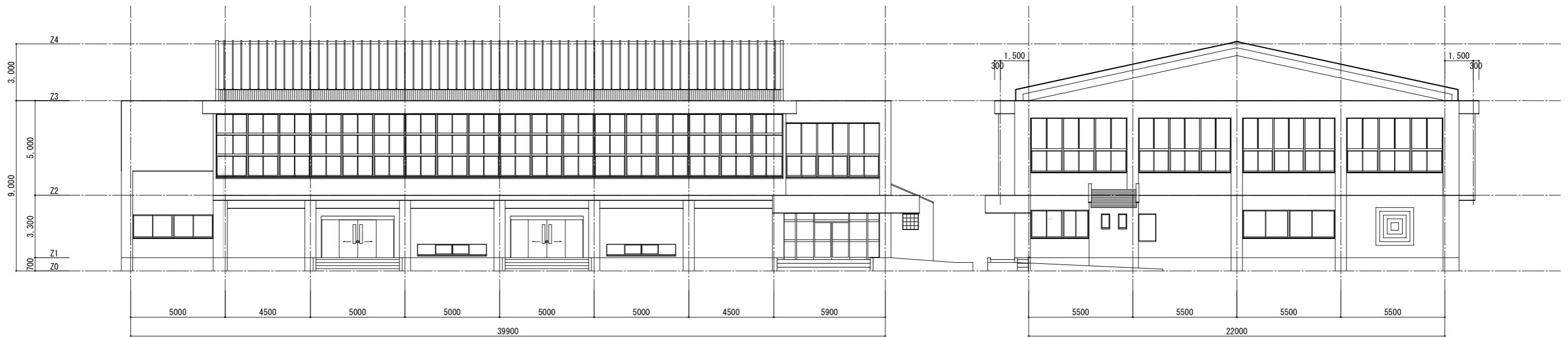
X1a

X2

X3a

X4

北：立面図 1/150



Y8

Y7

Y6

Y5

Y4

Y3

Y2

Y1

Y0

X4

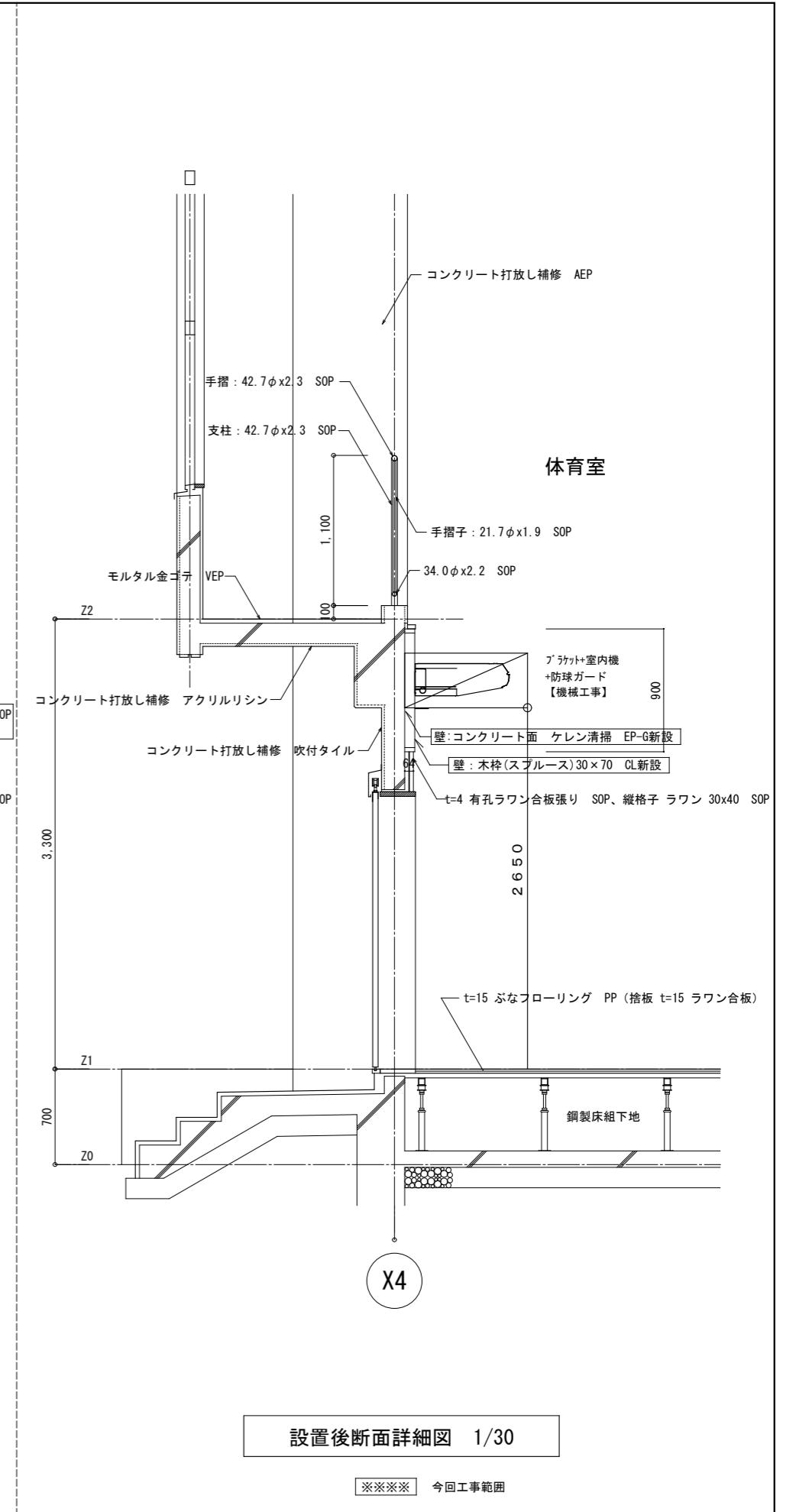
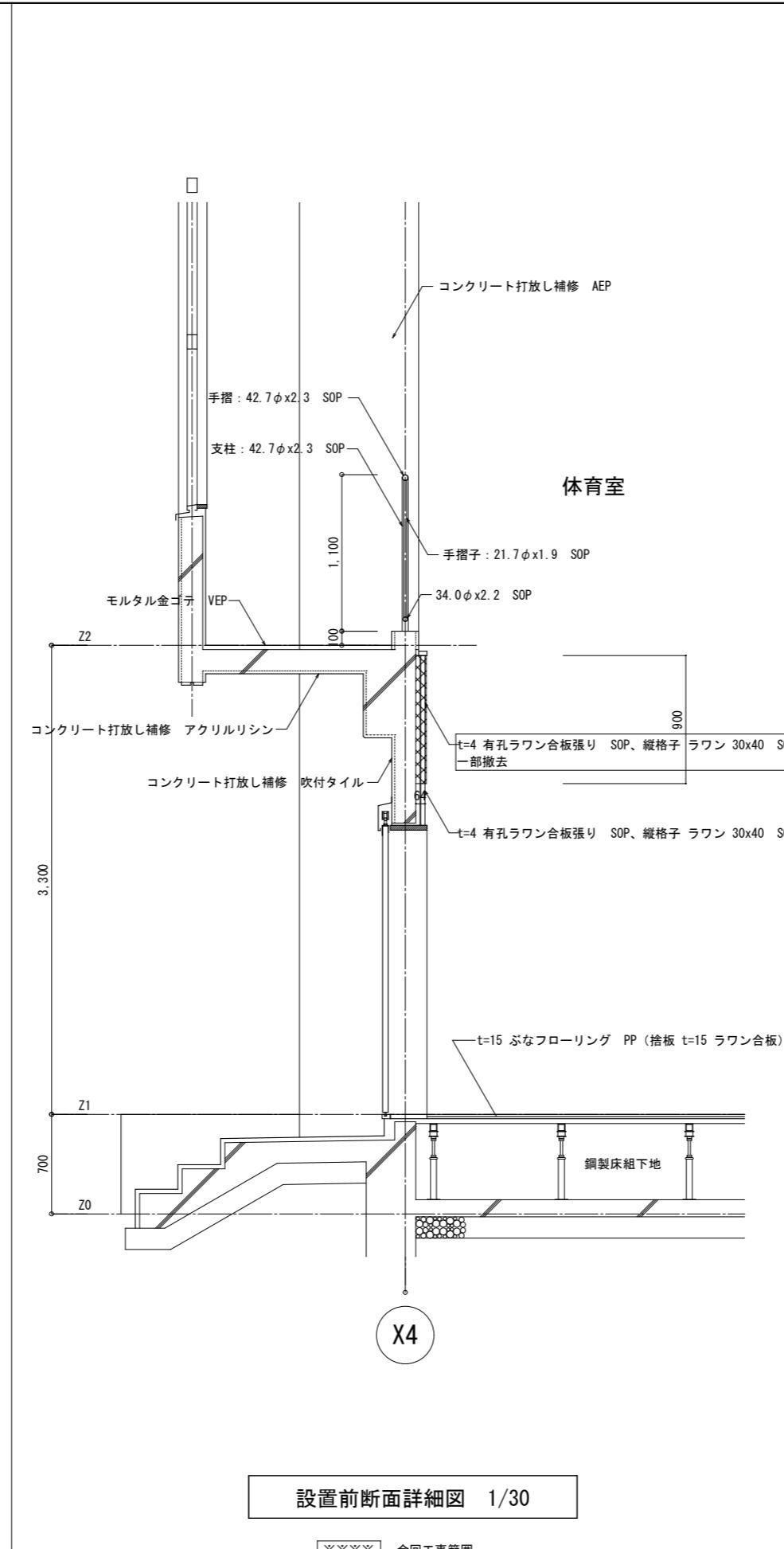
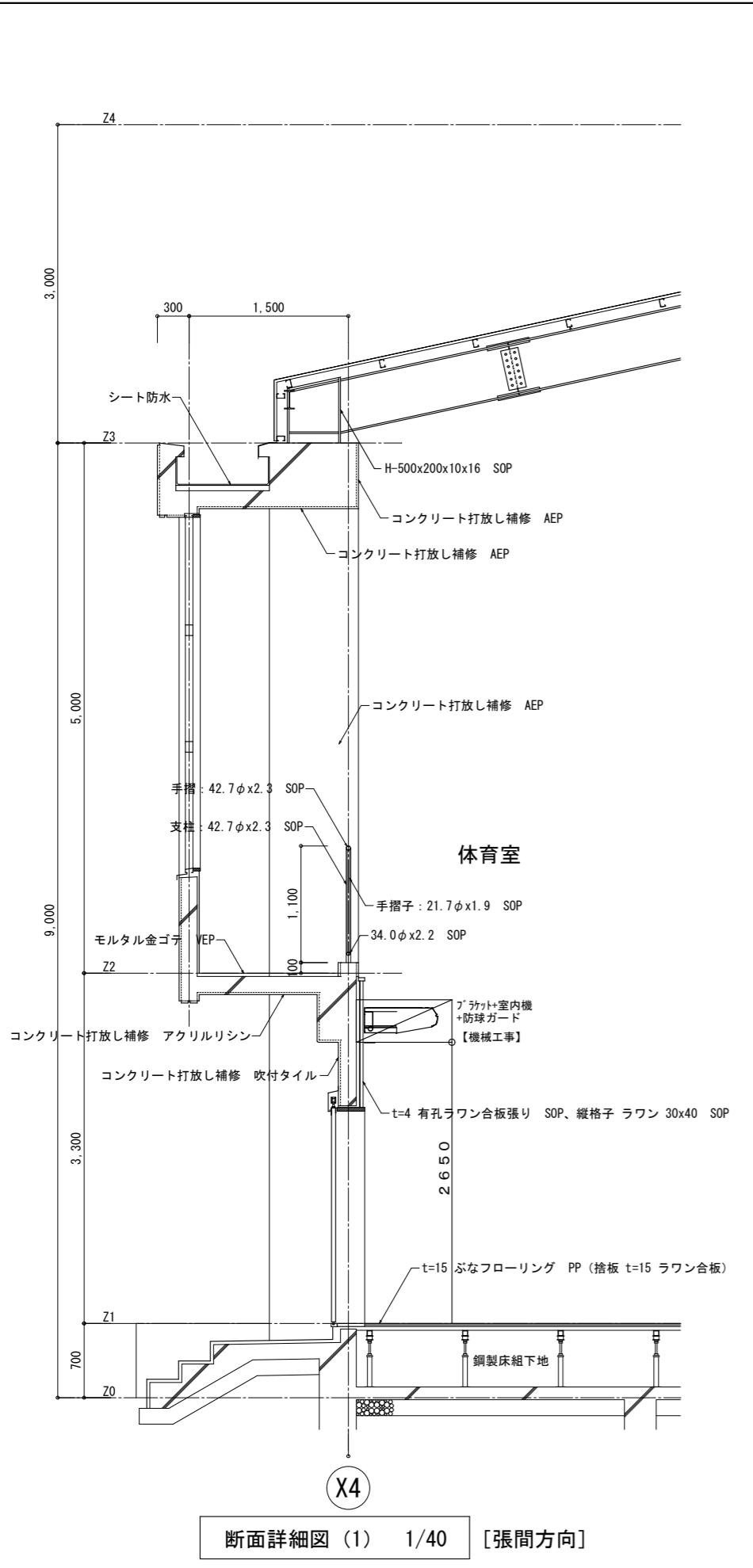
X3

X2

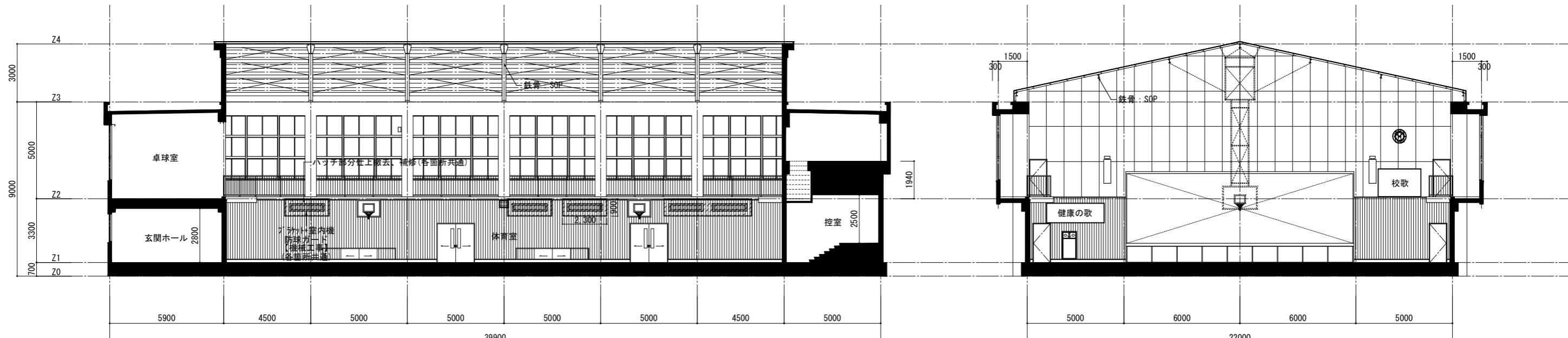
X1

X0

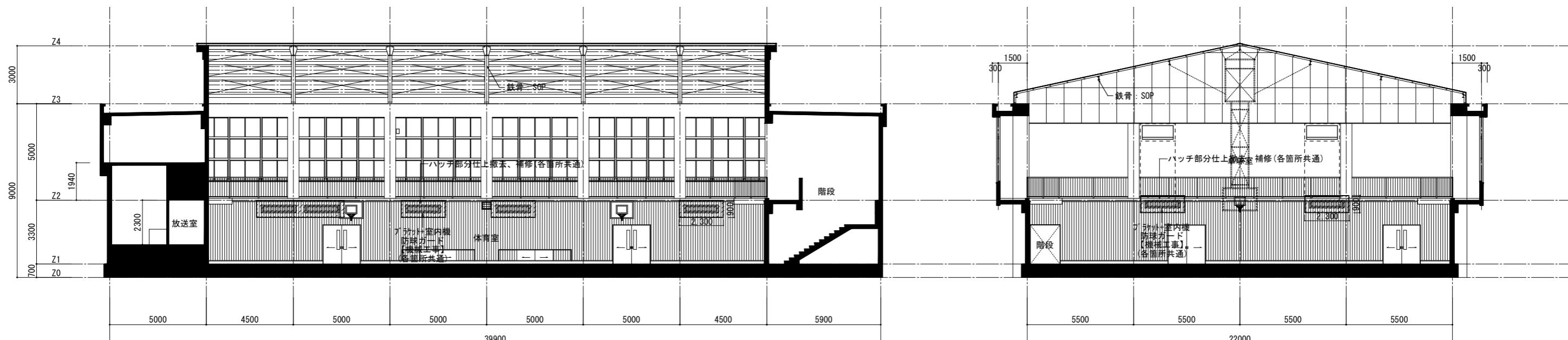
南：立面図 1/150



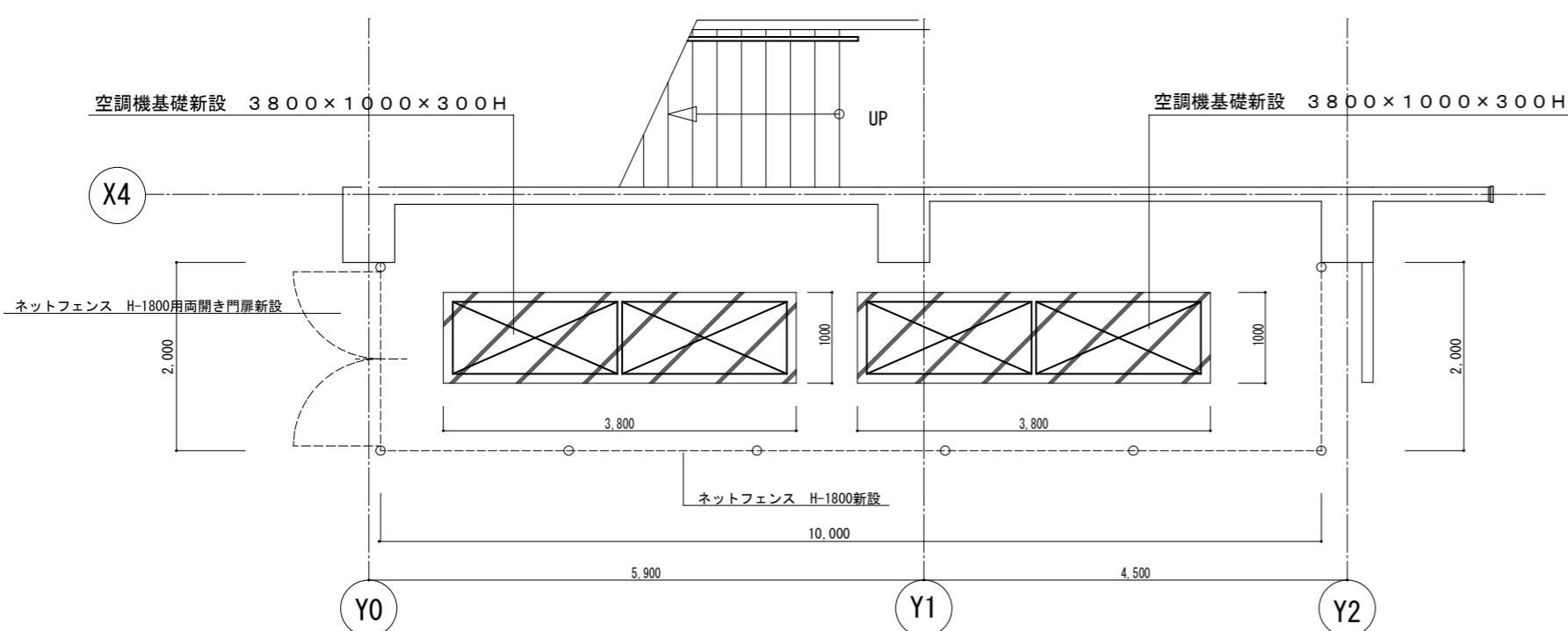
宮代町立避難所空調設備設置工事				[東小学校] 断面詳細図
SCALE	1/40・1/30	設計	製図	宮代町教育推進課
				A-09



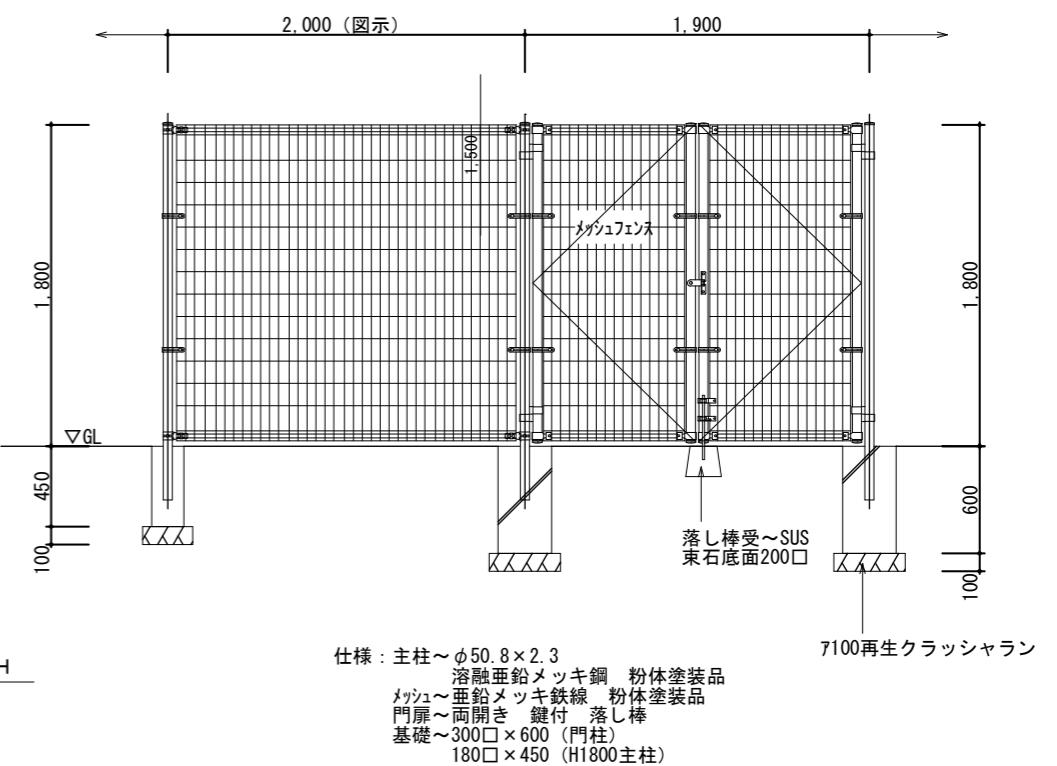
Y0 Y1 Y2 Y3 Y4 Y5 Y6 Y7 Y8
X0 X1a X2 X3a X4
X0通り：展開図 1/150
Y7通り：展開図 1/150
凡例
設置前
壁:t=4 有孔ラワンベニヤ張り SOP、縦格子 ラワン 30x40 SOP
【一部撤去】
設置後
壁:木枠(スブルース)30×60 CL コンクリート面 ケレン清掃 EP-G



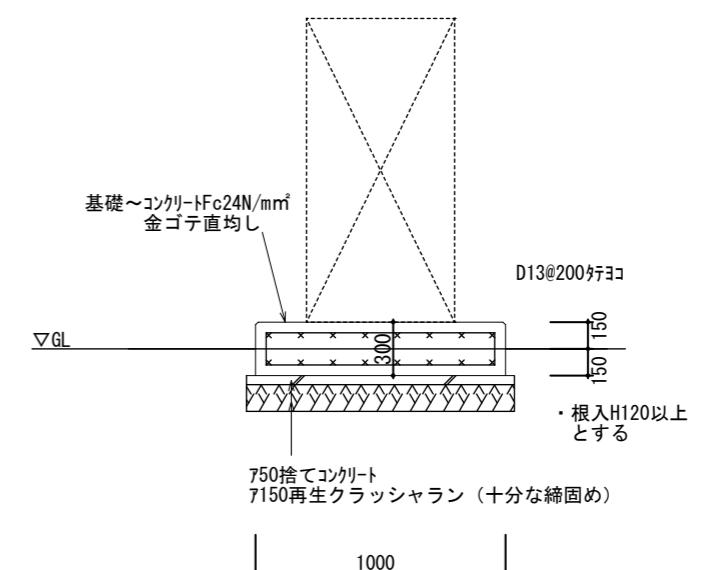
Y8 Y7 Y6 Y5 Y4 Y3 Y2 Y1 Y0
X4通り：展開図 1/150
Y1通り：展開図 1/150
凡例
設置前
壁:t=4 有孔ラワンベニヤ張り SOP、縦格子 ラワン 30x40 SOP
【一部撤去】
設置後
壁:木枠(スブルース)30×60 CL コンクリート面 ケレン清掃 EP-G



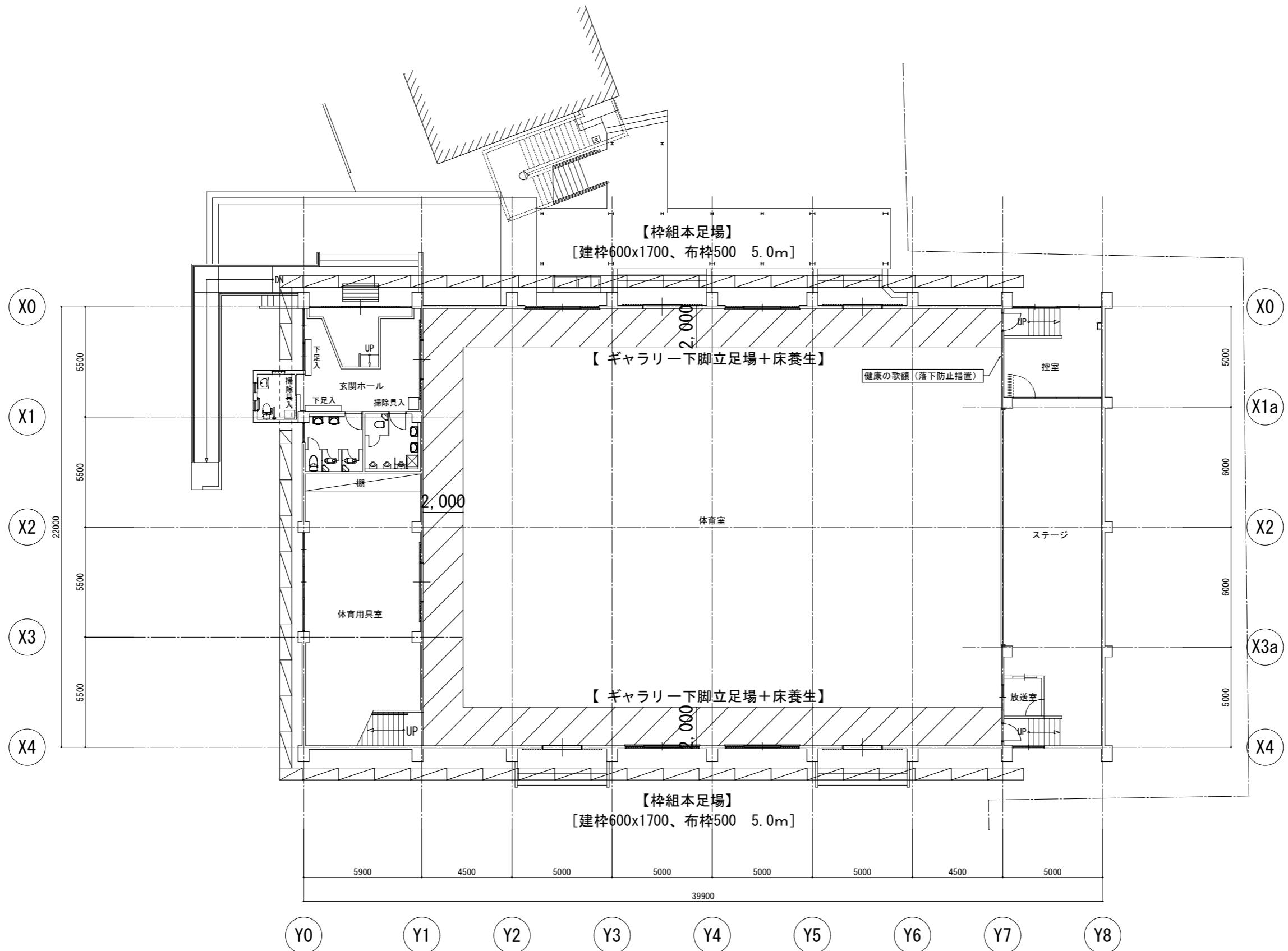
室外機基礎配置図 1/50



メッシュフェンス参考図 S-1/30 (受変電室共通とする)



設備基礎詳細図 S-1/30



1階平面図 1/150

床養生範囲(合板+ビニルシート等) 機器搬入により必要な部分は養生を行なうこと。

電気設備工事特記仕様書

1 工事概要

1.1 工事名 宮代町立避難所空調設備設置工事
1.2 工事場所 埼玉県南埼玉郡宮代町百間5丁目8-48
1.3 工期 翌年月日から令和年月日まで
現場施工期間 令和年月日から令和年月日まで
現場施工期間は、施設管理者との調整により変更することがある。

1.4 工事科目（○印のついたものを適用する）

電灯設備	・テレビ共同受信設備
○動力設備	・テレビ電波障害防除設備
・電熱設備	・監視カメラ設備
・雷保護設備	・駐車場管制設備
○受電設備	・防犯・入侵警報設備
・電力貯蔵設備	・自動火災報知設備
・発電設備	・自動閉鎖設備
・構内情報通信網設備	・ガス漏れ火災警報設備
・構内交換設備	・電話配線設備
・情報表示設備	・中央監視制御設備
・映像・音響設備	・医療関係設備
・拡声設備（非常放送設備）	・昇降機設備
・説明支援、呼出し設備	

1.5 指定部分 ○無・有（工期：令和年月日）

1.6 主任技術者又は監理技術者の専任期間（建設業法により必要になった場合）

1 専任期間の始期 諸負契約締結の日から、（現場施工に着手するまで（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまで）の期間・令和年月日までの期間）については、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。

2 専任期間の終期 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合は除く。）、事務手続き、後片付けのみが残っている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。

3 専任期間の中止 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により発注者からの通知により、工事を全面的に一時中止している場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。

1.7 建物概要

1.8 工事概要

1.9 同時期発注の関連工事 建築工事 機械設備工事

2 工事仕様

（1）この工事は特記仕様書、図面によるほか、埼玉県電気設備工事特別共通仕様書（以下「特別共通仕様書」という）、国土交通省大臣官房工営課監修公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（以下「標準仕様書」という。）及び監督員の指示に従い施工する。

なお、県営住宅の場合は、各住宅建設工事共通仕様書、機材の品質、性能基準を最優先とする。

（2）機械設備工事及び建築工事に含む場合は、それぞれの特別共通仕様書及び標準仕様書等を適用する。

（3）法令・基準・仕様書等は、原則として施工において最新のものを適用する。

2.2 特記仕様（特記事項の選択項目は、○印のついたものがなければ※印を適用し、□印のものは適用しない。
○印と□印のついた場合は、共に適用する。）

項目	特記事項
1 機材等	本工事に使用する機材等は、設計図書に規定するも又はこれと同等のものとする。なお、資材名、製造所名および発注先を記載した報告書を監督員に提出し承諾を受けるものとする。 使用機材については、アスペクト含有の有無を確認し、アスペクトを含む機材等は使用しないこと。 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく特定調達品目に該当する機材を使用する場合は、原則として、その判断の基準、配慮事項を満たすこと。 調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努めるものとする。

2 施工条件 施工時間

※行政機関の休日に関する法律（S63第91号）に定める行政機関の休日以外。

上記以外の時間に施工する場合は事前に監督員と協議すること。

3 工事用電力・水 本工事に必要な電力及び水などの費用は、受注者の負担とする。

4 工事用仮設物 すべて受注者の負担とし、構内につくることができる。

5 足場・さんばし類 ※別契約の関連工事の受注者が定着したものは無償で使用できる。
・本工事とする。

6 監督員事務所 本工事で・設ける（規格）※設けない

7 保険 受注者は工事目的及び工事材料について工事完成期日後14日まで、これを火災が保障対象になっている組立保険等にかけて、証書の写しを監督員に提出する。

受注者は法定外の労災保険に付し、証書の写し等を監督員に提出する。

8 再使用機材 取外し再使用機材は、清掃及び絶縁抵抗測定等を行い、機能が良好なことを確認した上で取扱。なお、その測定結果表を監督員に提出する。

9 建設リサイクル法の適用 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の適用について※適用する（契約額による）・適用しない

10 完成図書の電子納品 完成図書の電子納品ガイド※適用する・適用しない
完成図の表紙及び背表紙には、工事名、受・発注者名、完成年月を記載すること。また、完成図の中に主要機器一覧表（名称、製造者名、形式、容量等は出力、数量等）を記載すること。

県営住宅の完成図の提出部数は、A3二つ折り製作4部とする。

11 発生材処理 引渡しを要するもの以外は構外に搬出し、適切に処理する。

（構外搬出処理費は、※本工事・別途）

（1）引渡しを要するもの（）

（2）買取分をするもの（銅屑・鉄屑）

（3）再生資源化を図るもの（蛍光管）

（4）特別管理産業廃棄物（）

※処理に先立ち計画書を提出し、処理後は調書を提出すること。

1.2 金属電線管の塗装

露出配管は原則として塗装を行う。ただし、機械室、倉庫等の露出配管は塗装を行わない。

また、屋外で溶融亜鉛メキシ電線管を使用する場合は、塗装を行わない。

ただし、見えかがり部の塗装については監督員の指示による。

盤等の鍵は、既存及び別途工事の鍵との整合を極力図るものとする。

1.3 鍵

1.4 地中電線路

（1）管路等の敷設に伴う敷き均し土は、標準仕様書のほか下記及び図面特記による。

敷き均し土	管種別
良質土	硬質ビニル電線管（VE） 耐衝撃性塩化ビニル管（HIVE） 波付硬質成形樹脂管（FEP） ポリエチレン被覆鋼管（PLP）

（2）地中電線路には、ケーブル埋設標及び標識シートを設ける。ただし、低圧・弱電回路の標識シートは図面特記による。

（3）地中電線路の敷設は管路式とし、埋設深度は地表面（舗装する部分では路盤材下面）から配管の上端まで原則、600mmとする。ただし、公道への引込み管路等の埋設深度については、供給事業者と協議のうえ決定する。

（4）ハンドホール、ブルボックス及び主要なアウトレットボックス内の電線・ケーブルには、回路の種別、行先の表示を行う。

1.5 回路の種別 行先の表示

1.6 電線の接続

温湿の多い場所、水を使用する場所及び屋外は、圧着接続し自己融着テープを巻き付けたうえで絶縁テープ巻きとする。

上記以外の場所においては、屋内配線用電線コネクタによる接続をてもよい。ただし、接続はボックス内とする。

1.7 電線管の接続

屋外におけるケーブルの保護管に用いる厚鋼電線管の接続は、防水処置を施したねじなし工法としてもよい。

1.8 接地工事

電源遮断器で保護されている電路と保護されていない電路のD種接地带が共用していない場合の接地带は、混接防止のため、緑色、緑／黄又は緑／赤色で区別する。

1.9 建設発生土の処理

埋め戻し後の建設残土は、※監督員が指示する構内の場所に敷きならす。
・構外搬出適切処理する。

2.0 再生砂・再生鉢石

再生砂などは原則使用しない。ただし、監督員の了解を得た場合に限り、表層以外に・使用できる。
※使用できない。

再生砂使用に先立ち、1購入あたり1箱体の六個クロム溶出試験を行い土壤の劣化に係る環境基準に適合することを確認すること。

2.1 耐震施工

設備機器の固定等は、「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」（独立行政法人建築研究所監修）を参考とする。

なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。

（1）設計用水平地震力

機器の重量 [kgf] に、設計用水平震度を乗じたものとする。

なお、特記なき場合、設計用水平震度は、次による。

設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	・特定の施設				・一般的な施設			
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階	機器	2.0	1.5	1.5	1.0				
屋上及び塔屋	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5				
水槽 領(※1)	2.0	1.5	1.5	1.0	0.6				
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6				
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0				
地下・1階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4				
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6				
	水槽 領(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6				

[備考] (※1) : 水槽類には、オイルタンク等を含む。

重要機器

・配電盤・発電装置（防災用）・直流電源装置・交流無停電電源装置

・交換機・火災報知器受信機・中央監視装置・太陽光発電装置

上層階の定義は次による。

2~階建の場合は最上階、7~9階建の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階とする。

(2) 設計用鉛直地震力

設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

(3) 計算用鉛直地震力

水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

(4) 分電盤

分電盤の塗装色は、監督員の指定した色とする。

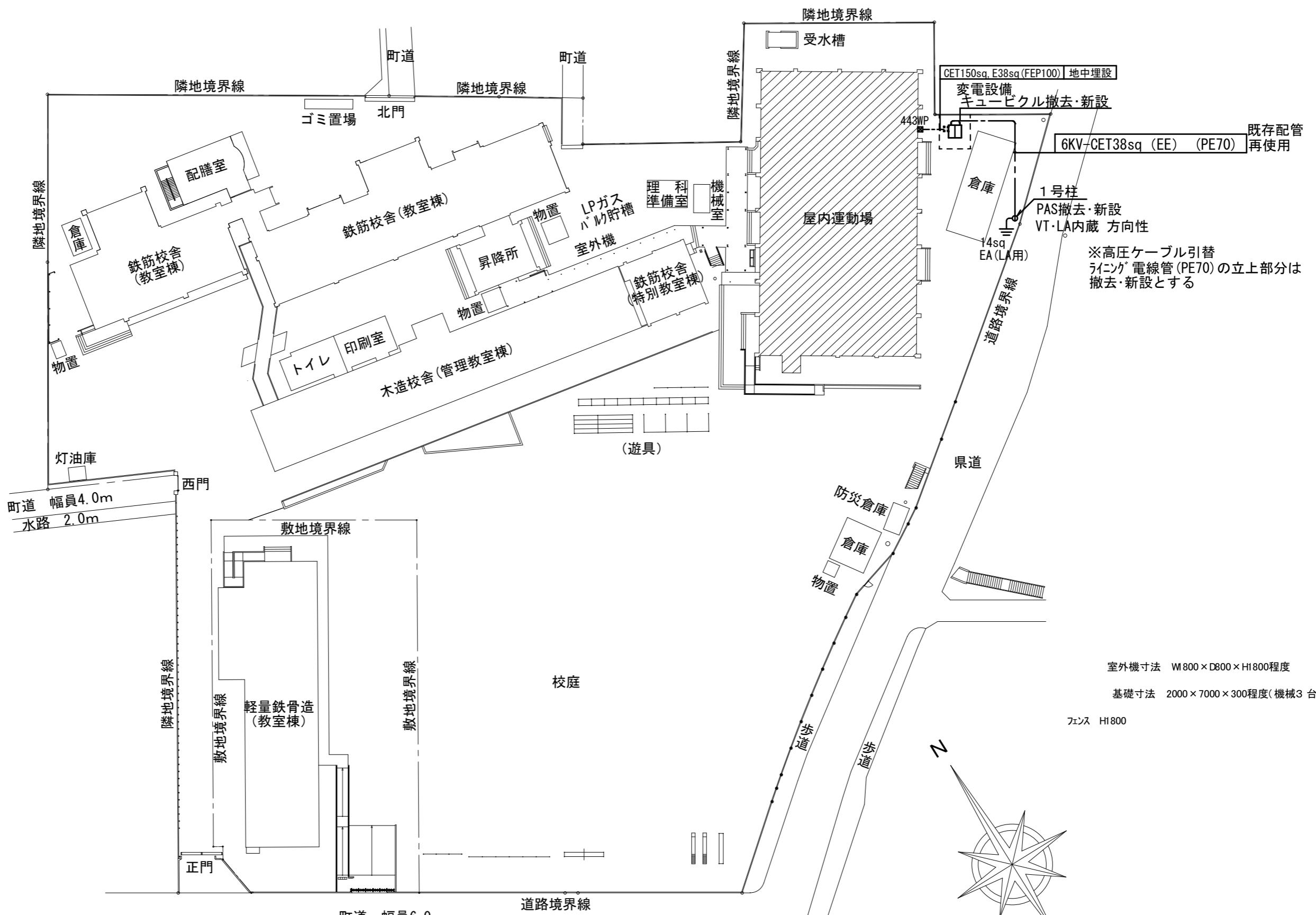
(5) 継続

天井又は壁埋込みのボックスは、塗りしろカバーと仕上り面とが10mm程度以上離れる場合は継続を使用する。ただし、ボード張りで、ボード裏面と塗りしろカバーの間が離れないように施工した場合は、継続を必要としない。

(6) 位置ボックスの省略

ケーブルごとに配線及び位置ボックスの面積がなく、かつ、照明器具に送り配線端子が具備されている場合は、位置ボックスを省略しても良い。

2.2 あと

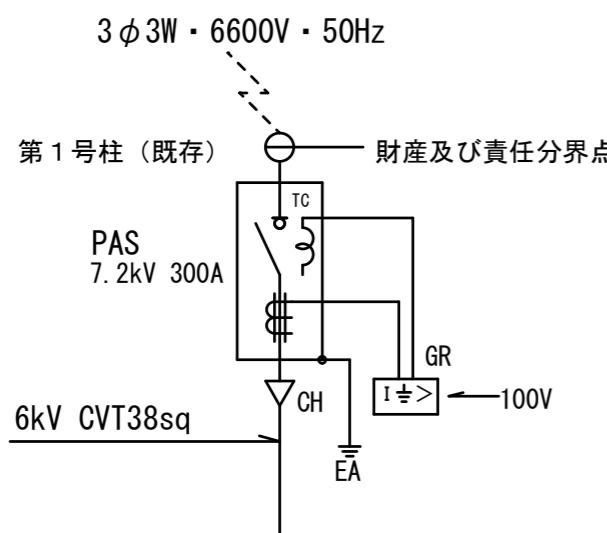


凡例

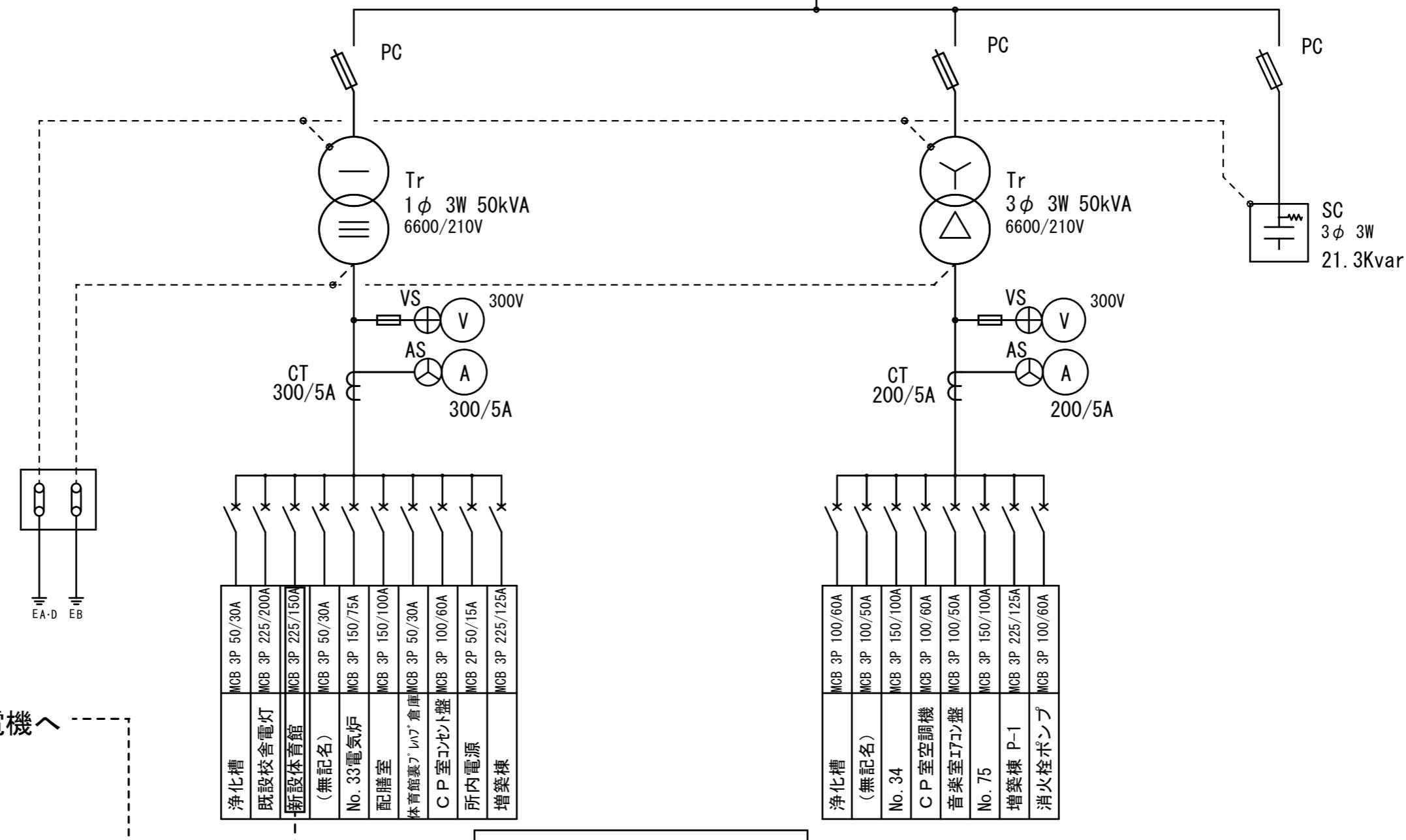
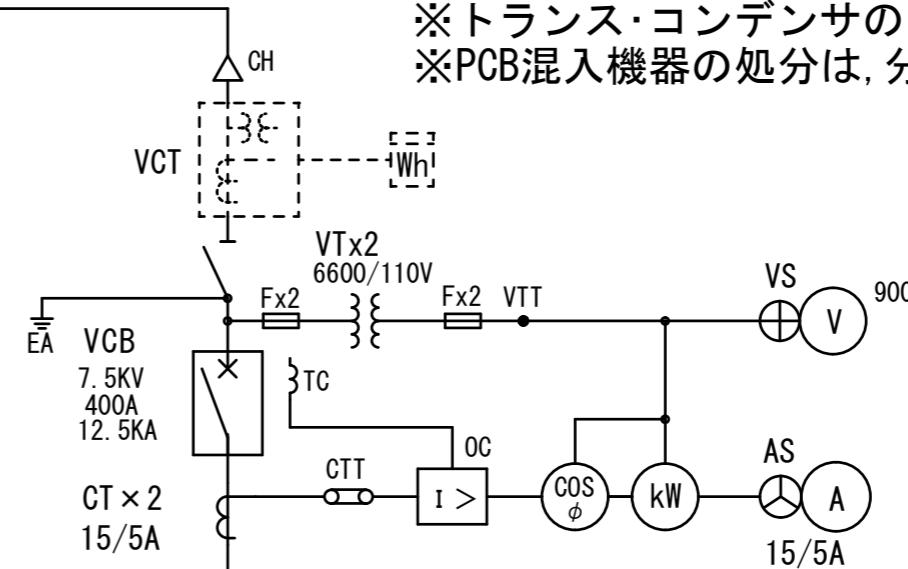
- ²²¹_{WP} フルボックス200×200×100 防水SUS製
- ³³²_{WP} フルボックス300×300×200 防水SUS製
- ⁴⁴³_{WP} フルボックス400×400×300 防水SUS製
- ⁵⁵⁴_{WP} フルボックス500×500×400 防水SUS製

配置図 1/400

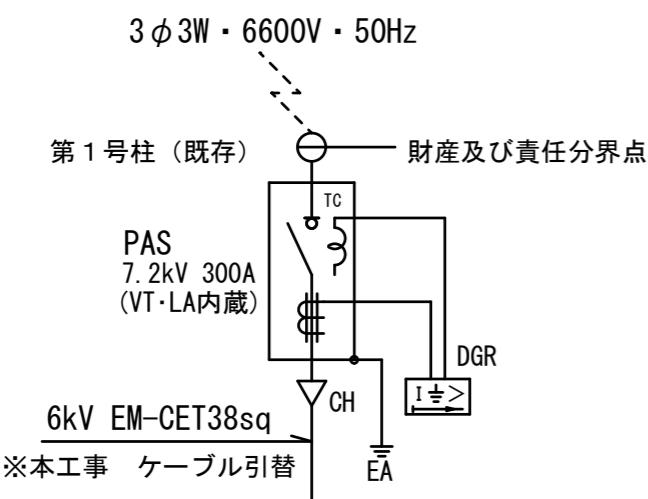
: 工事対象建物



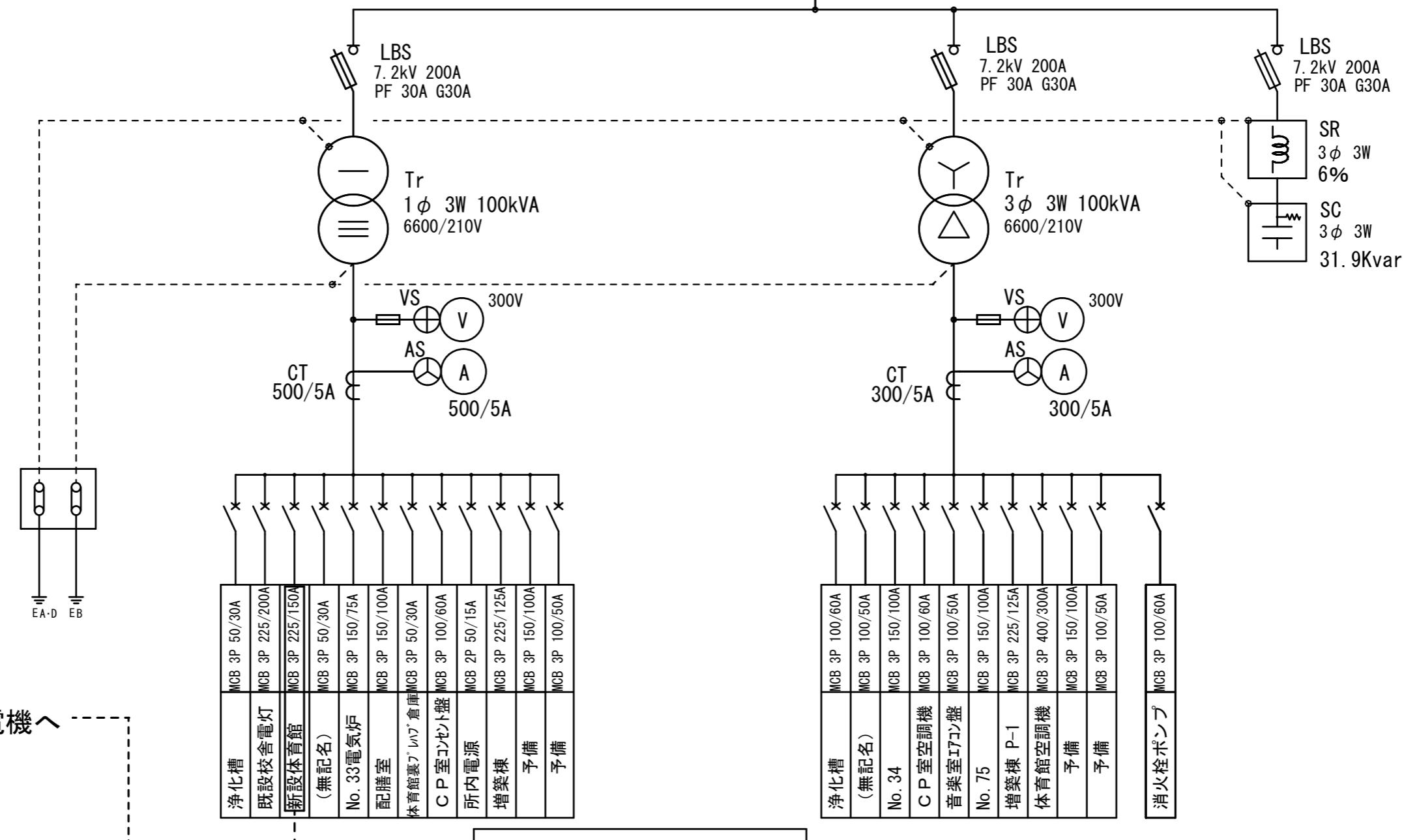
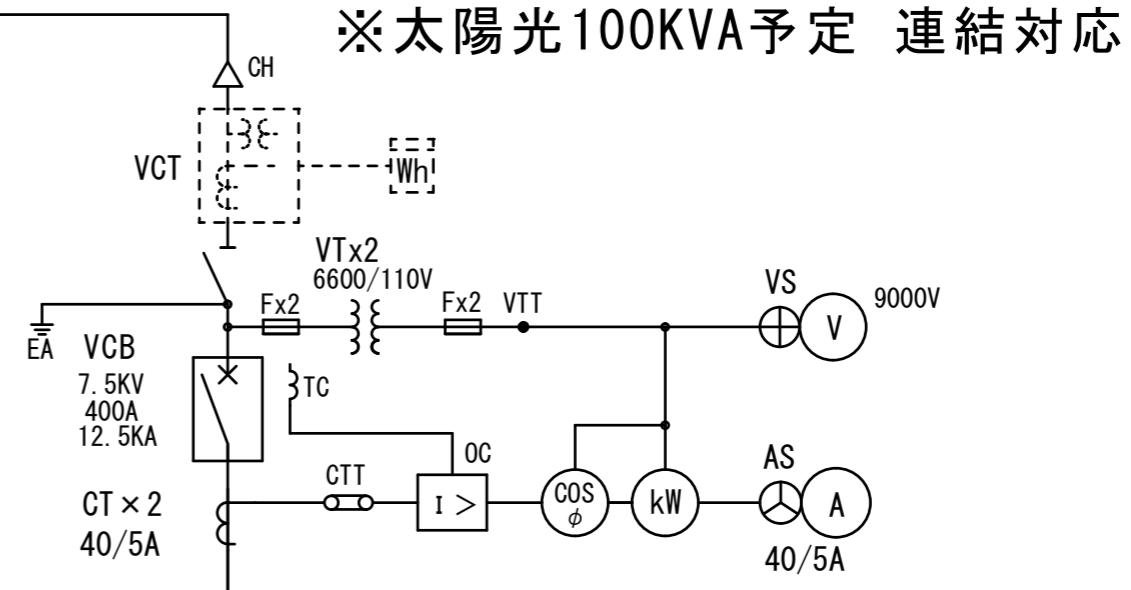
※トランス・コンデンサのPCB含有分析を行うこと
※PCB混入機器の処分は、分析結果後に検討とする



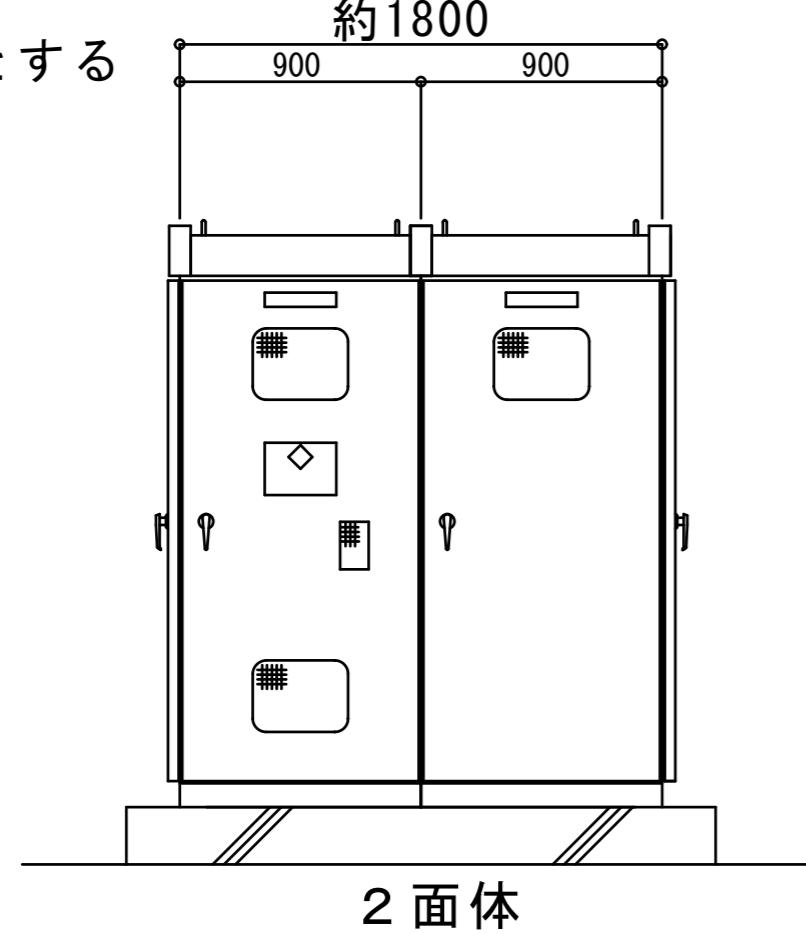
宮代町立避難所空調設備設置工事			[東小学校] 受変電設備図 (改修前)		
SCALE	設計	製図			
			宮代町教育推進課	E-03	



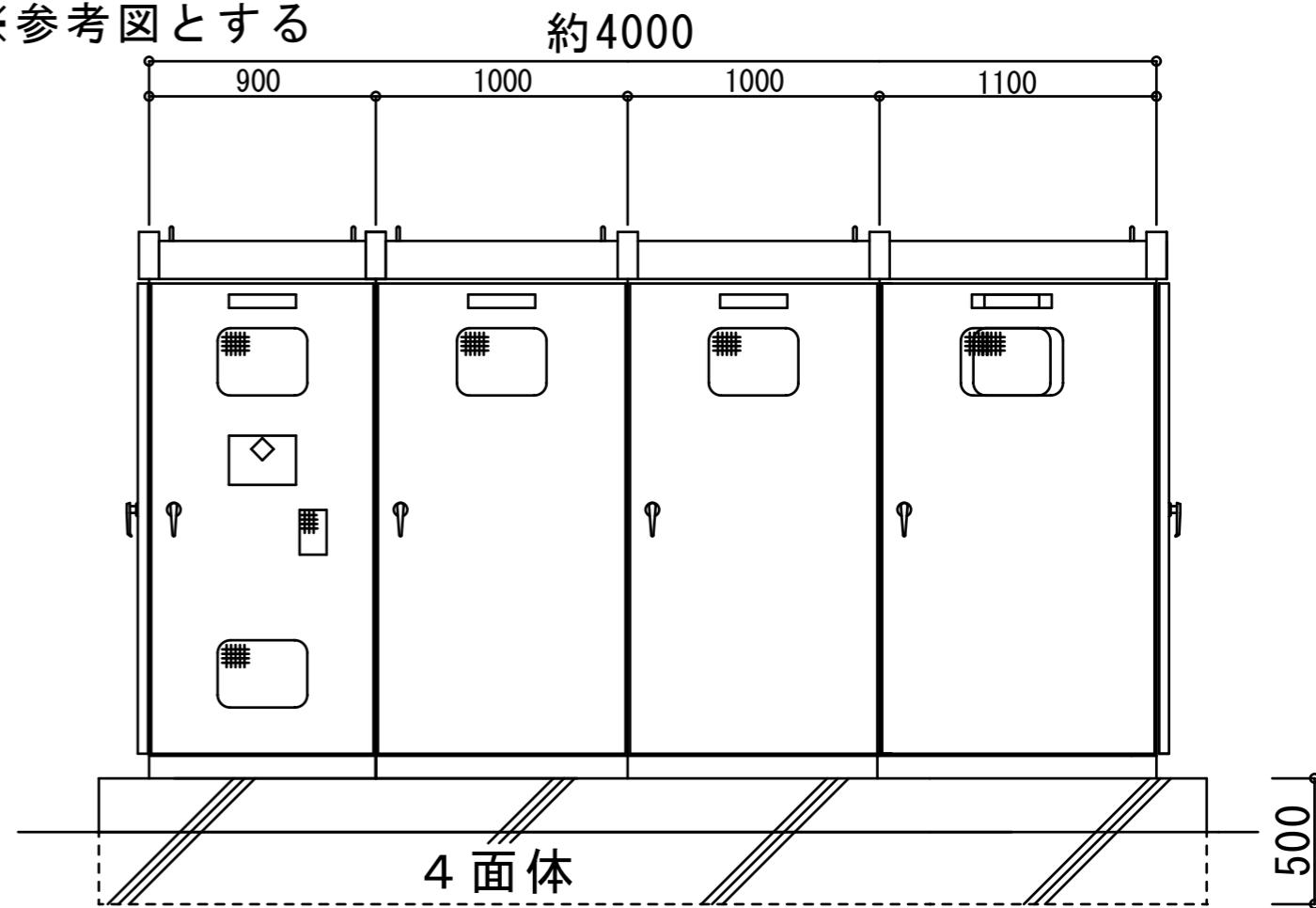
※太陽光100KVA予定 連結対応をしておく



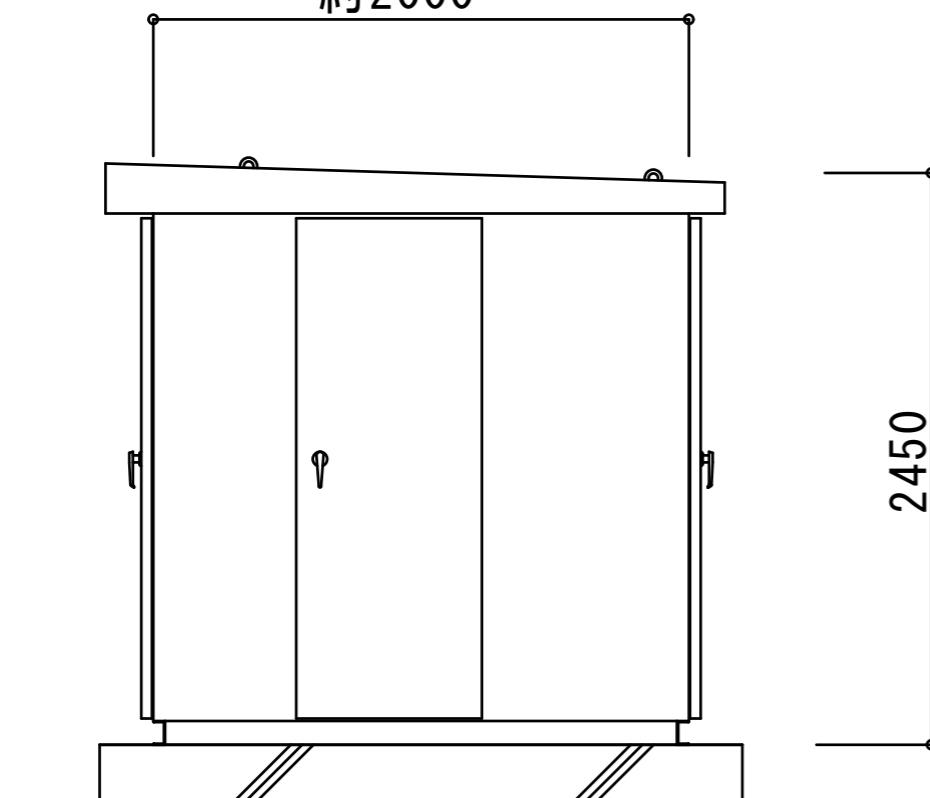
※参考図とする



※参考図とする

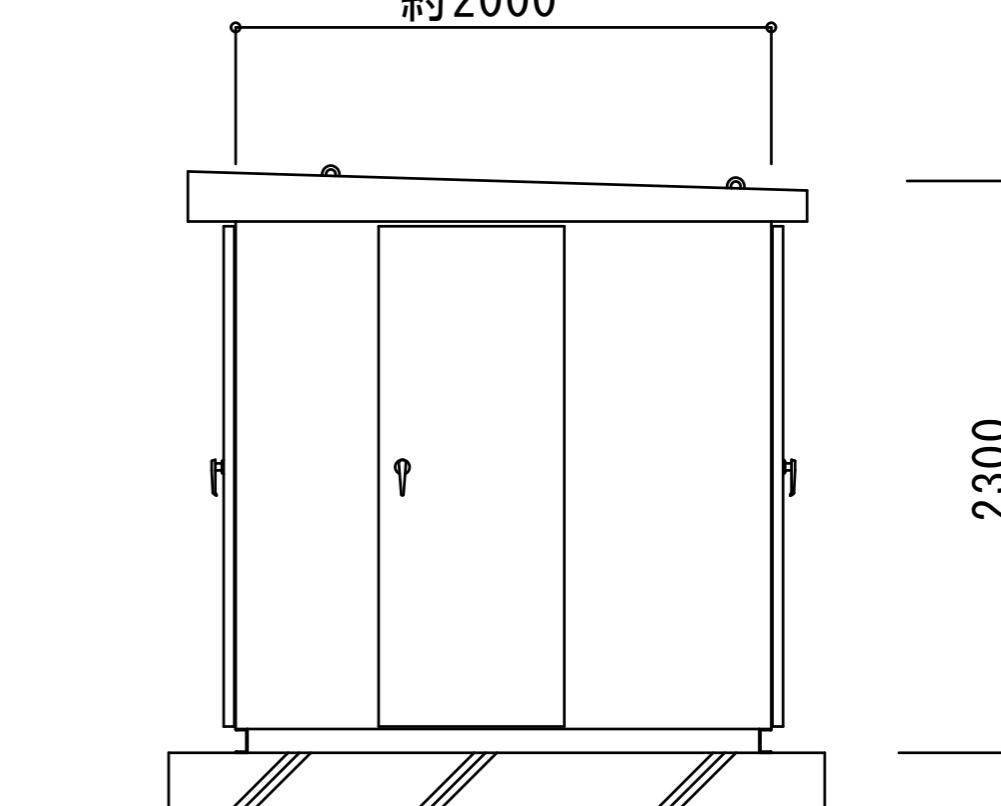


約2000



改修前 基礎寸法 W2200, D2400

約2000



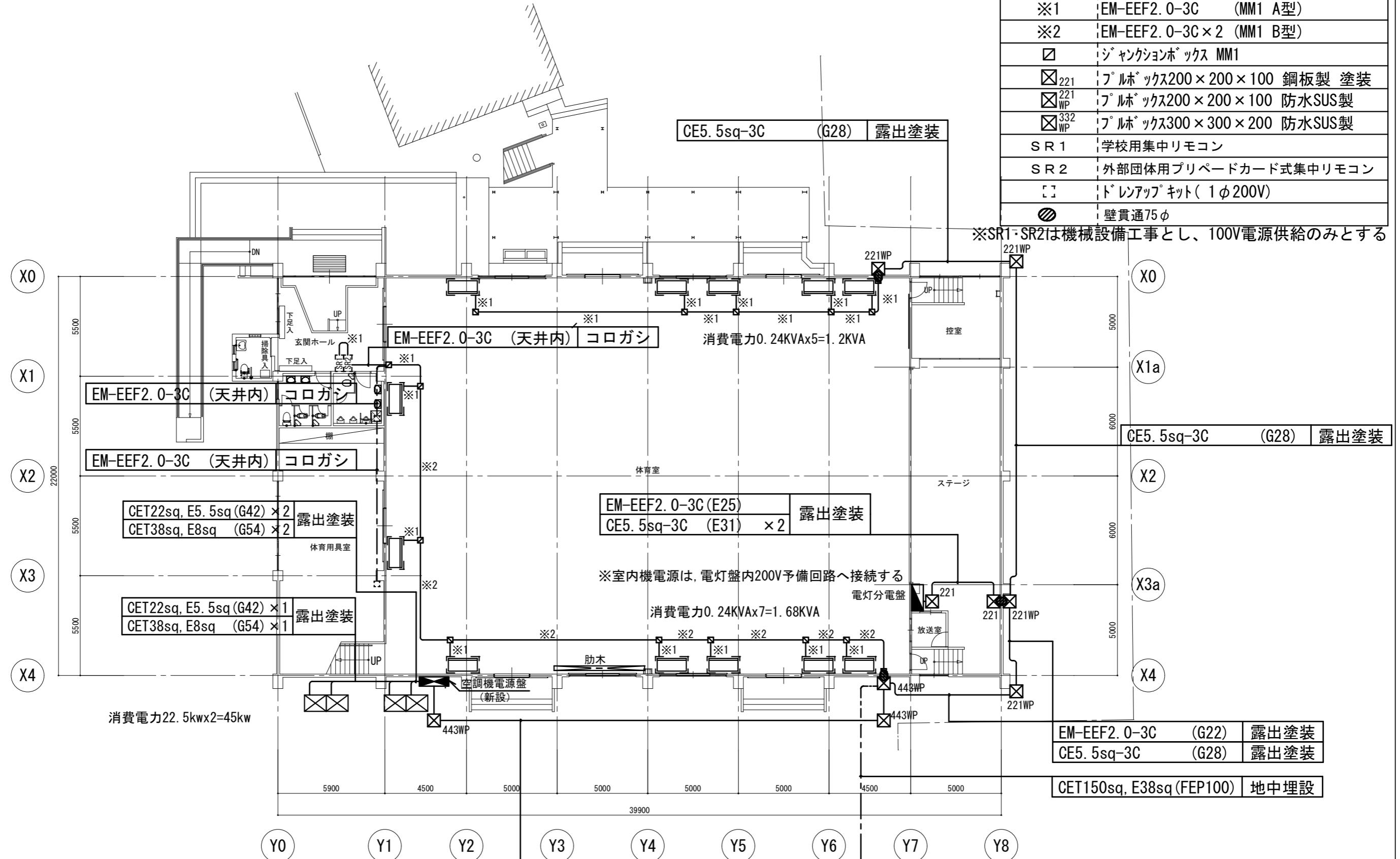
改修後 基礎寸法 W4400, D2400

分電盤表

※鋼板製 指定色とする

動力分電盤結線図

	宮代町立避難所空調設備設置工事			[東小学校] 分電盤結線図	
SCALE	設計	製図	宮代町教育推進課	E-06	



空調機消費電力		
室內機	0. 24/0. 182 KVA	12台
室外機	10. 20/10. 60 Kw + 12. 20/11. 90 Kw	2台

1階平面図 1/150

以降
配置図参照

宮代町立避難所空調設備設置工事			[東小学校] 1階幹線・動力設備図	
1/150	設計	製図	宮代町教育推進課	E-07

機械設備工事特記仕様書

工事概要

1 工事名称 富代町立避難所空調設備設置工事
2 工事場所 富代町百間5-8-48
3 工期 約日から令和年月日
現場期間 令和年月日から令和年月日
現場施工期間は、施設管理者との調整により変更することがある。

建物概要

建物名称	構造	階数	延面積(m ²)	消防法施行令別表第一	備考
① 東小学校体育館	S	2	1,016	体育館	
②					
③					
④					
⑤					

5 工事種目(●印を付いたものを適用する。)

建物別及び屋外工事種目	工事種別				
	①	②	③	④	⑤
● 空気調和設備	一式				屋外
○ 換気設備					
○ 排煙設備					
○ 自動制御設備					
○ 衛生器具設備					
○ 給水設備					
○ 排水設備					
○ 給湯設備					
○ 消火設備					
○ 廉房機器設備					
○ ガス設備					

6 指定部分

※無・有

対象部分:

工期: 令和年月日

7 主任技術者又は監理技術者の専任期間(建設業法により必要になった場合)

- 1 専任期間の始期
請負契約締結の日から、(○)現場施工に着手するまで(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまで)の期間・令和年月日までの期間)については、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
2 専任期間の終期
工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合は除く)、事務手続き、後片付けのみが残っている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
3 専任期間の中止
自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により発注者からの通知により、工事を全面的に一時中止している場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。

8 工事範囲 図示のとおり

9 機械設備工事概要

体育馆に電気式ヒートポンプエアコンビル用マルチ方式の空調設備を設置する。

10 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事は、それぞれの工事仕様を適用し、下記の工事仕様について特記されていない事項は、電気設備工事は埼玉県電気設備工事特別共通仕様書により、建築工事は埼玉県建築工事特別共通仕様書による。

11 同時期発注の関連工事

・建築工事・電気設備工事

II 工事仕様

1 共通仕様

- (1) この工事は特記仕様書、図面によるほか、埼玉県機械設備工事特別共通仕様書(以下「特別共通仕様書」という。)、国土交通省大臣官房官庁管轄部監修公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)、公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)、公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(以下「標準仕様書等」という。)及び監督員の指示に従い施工する。
なお、県営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書、機材の品質・性能基準を最優先とする。

(2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、それぞれの特別共通仕様書及び標準仕様書等を適用する。

(3) 法令・基準・仕様書等は、原則として施工時において最新のものを適用する。

2 特記仕様

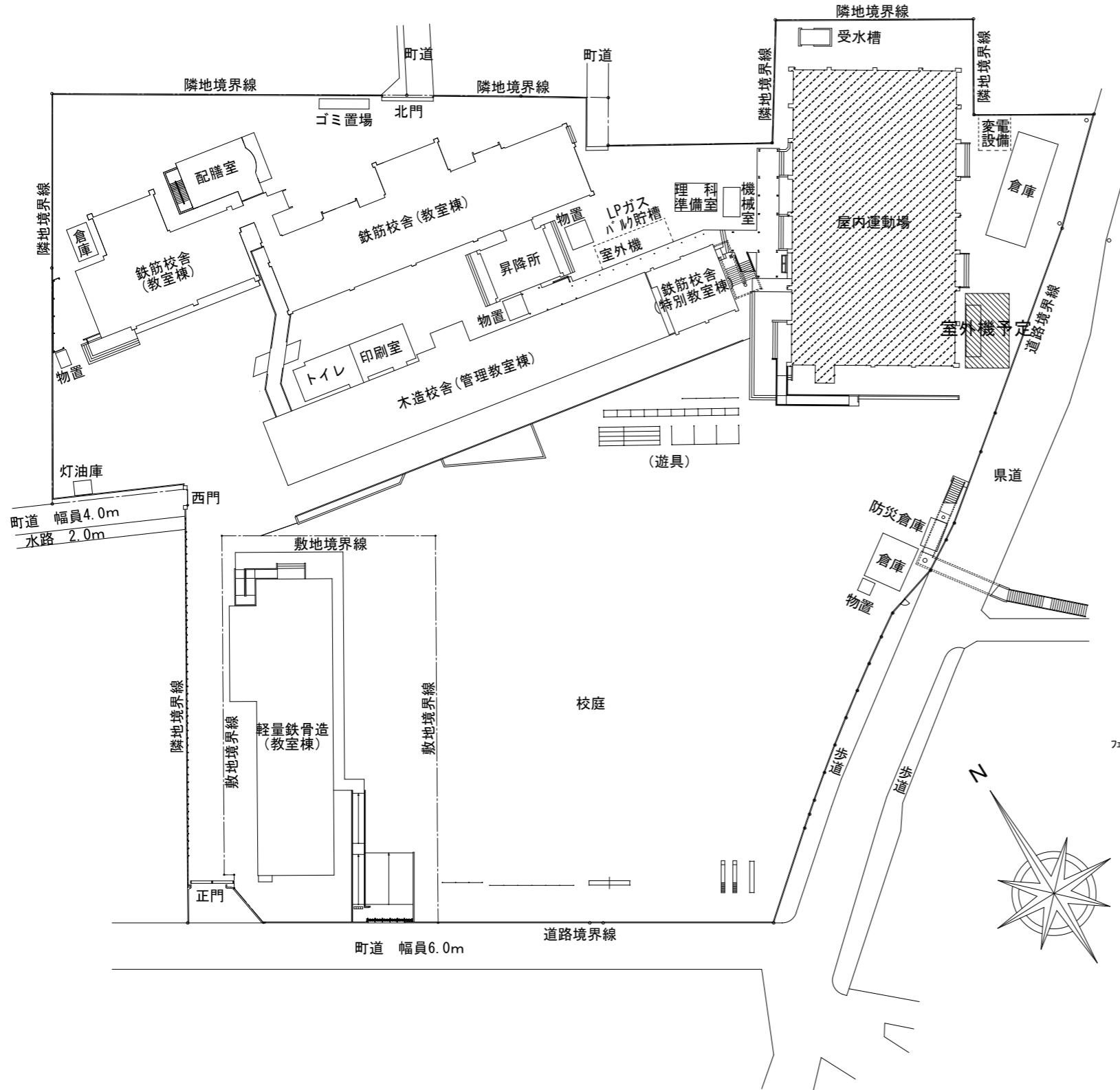
- (1) 章は●印の付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項のうち選択する事項は、○印の付いたものがなければ、※印を適用し、・印のものは適用しない。

○印と※印の付いた場合は、共に適用する。

章	項目	特記事項
① 機材等	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等のものとする。なお、資材名、製造所名及び発注先を記載した報告書を監督員に提出すること。使用機材等については、7.1.4に定めた有無を確認し、7.1.4を含む機材は、使用しないこと。「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」(グリーン購入法)に規定される特定調達品目に該当する機材は、その判断基準、配慮事項を満たすこと。調達する事務材料は、埼玉県産とするよう努めるものとする。	
2 電気保安技術者	置く・※置かない	
③ 施工条件	施工時間 ※行政機関の休日に於ける法律(S63年91号)に定める行政機関の休日以外。 上記以外の時間に施工する場合は事前に監督員と協議すること。 ・配管施工(配管工事)・建築板金施工(風道制作及び取付け) ・熱绝缘施工(保温工事)・冷凍空気調和機器施工(冷凍空調機器の据付)	
4 技能士の適用	検査及び試験を行うべき機材等は、標準仕様書及び特別仕様書によるほか下記による。※飲用に供する設備機器の据付け及び取付け完了後、水質試験を行う。水質試験は、水道法による水質基準に関する省令に基づく化学的、物理的及び生物化学的試験とし、公的保健所、試験所又は認定の試験所(事前に監督員の承諾を得る)に依頼して行うものとし、その結果は、監督員に提出するものとする。 ただし、検査項目は①一般細菌、②大腸菌、③亜硝酸態塗素、④硝酸態塗素及び亜硝酸態塗素、⑤生物学的オイレン、⑥pH値、⑦味、⑧臭気、⑨色度、⑩濁度および⑪残留塩素の12項目とする。 ※雨水利用システム及び排水再利用システムを設置したときは、工事完成後定期的な使用状態に入った後速やかに(概ね3ヶ月以内)洗入水・処理水の水質試験を行う。 試験は上記の飲用に供する場合の方法に従うものとする。 ただし、検査項目は残留塩素、pH値、臭気、外観、大腸菌、濁度、BOD、CODとする。	
5 機材の検査及び試験、施工の検査及び試験	検査及び試験を行うべき機材等は、標準仕様書及び特別仕様書によるほか下記による。 ※飲用に供する設備機器の据付け及び取付け完了後、水質試験を行う。水質試験は、水道法による水質基準に関する省令に基づく化学的、物理的及び生物化学的試験とし、公的保健所、試験所又は認定の試験所(事前に監督員の承諾を得る)に依頼して行うものとし、その結果は、監督員に提出するものとする。 ただし、検査項目は①一般細菌、②大腸菌、③亜硝酸態塗素、④硝酸態塗素及び亜硝酸態塗素、⑤生物学的オイレン、⑥pH値、⑦味、⑧臭気、⑨色度、⑩濁度および⑪残留塩素の12項目とする。 ※雨水利用システム及び排水再利用システムを設置したときは、工事完成後定期的な使用状態に入った後速やかに(概ね3ヶ月以内)洗入水・処理水の水質試験を行う。 試験は上記の飲用に供する場合の方法に従うものとする。 ただし、検査項目は残留塩素、pH値、臭気、外観、大腸菌、濁度、BOD、CODとする。	
6 指定部分	※無・有	
対象部分:		
工期:	令和年月日	
7 主任技術者又は監理技術者の専任期間(建設業法により必要になった場合)		
1 専任期間の始期	請負契約締結の日から、(○)現場施工に着手するまで(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまで)の期間・令和年月日までの期間)については、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。	
2 専任期間の終期	工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合は除く)、事務手続き、後片付けのみが残っている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。	
3 専任期間の中止	自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により発注者からの通知により、工事を全面的に一時中止している場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。	
8 工事範囲	図示のとおり	
9 機械設備工事概要		
体育馆に電気式ヒートポンプエアコンビル用マルチ方式の空調設備を設置する。		
10 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事は、それぞれの工事仕様を適用し、下記の工事仕様について特記されていない事項は、電気設備工事は埼玉県電気設備工事特別共通仕様書により、建築工事は埼玉県建築工事特別共通仕様書による。		
11 同時期発注の関連工事		
・建築工事・電気設備工事		
II 工事仕様		
1 共通仕様		
(1) この工事は特記仕様書、図面によるほか、埼玉県機械設備工事特別共通仕様書(以下「特別共通仕様書」という。)、国土交通省大臣官房官庁管轄部監修公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)、公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)、公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(以下「標準仕様書等」という。)及び監督員の指示に従い施工する。 なお、県営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書、機材の品質・性能基準を最優先とする。		
(2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、それぞれの特別共通仕様書及び標準仕様書等を適用する。		
(3) 法令・基準・仕様書等は、原則として施工時において最新のものを適用する。		
2 特記仕様		
(1) 章は●印の付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを適用する。		
(2) 特記事項のうち選択する事項は、○印の付いたものがなければ、※印を適用し、・印のものは適用しない。		
○印と※印の付いた場合は、共に適用する。		

章	項目	特記事項
⑯ 防露保温工事	標準仕様書第2編によるほか下記による。	
空気調和設備工事の保温の種別	区分 施工箇所 保温種別 ドレン管 屋内露出(一般居室、廊下) a1・(A)・VII 機械室、書庫、倉庫 b・(A)・VII 天井内、P.S内及び空隙壁中 c2・(D)・VII 浴室、厨房等の多湿箇所 e3・(A)・VII 厨房の天井内は含まない。 A1・(A)・II 蒸気管 屋内露出(一般居室、廊下) A1・(A)・II 機械室、書庫、倉庫 B・(A)・II 天井内、P.S内及び空隙壁中 C2・(D)・II 床下、暗渠内(ビット内、共同溝を含む。) D・(D)・II 及び浴室、厨房等の多湿箇所 E3・(A)・II 厨房の天井内は含まない。 A1・(A)・III 冷水・冷温水管(膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラーエ等への補給水管を含む。) A1・(A)・III 機械室、書庫、倉庫 B・(A)・III 天井内、P.S内及び空隙壁中 C1・(D)・III 床下、暗渠内(ビット内、共同溝を含む。) D・(A)・III 屋外露出(バルコニー、開放廊下を含む。) E3・(A)・III 及び浴室、厨房等の多湿箇所 E3・(A)・III 厨房の天井内は含まない。 A1・(A)・I 温水管(膨張管を含む。) A1・(A)・I 機械室、書庫、倉庫 B・(A)・I 天井内、P.S内及び空隙壁中 C2・(D)・I 床下、暗渠内(ビット内、共同溝を含む。) D・(D)・I 屋外露出(バルコニー、開放廊下を含む。) E3・(A)・I 及び浴室、厨房等の多湿箇所 E3・(A)・I 厨房の天井内は含まない。 A1・(A)・I	
(注) 1. 冷媒管は、断熱材被覆鋼管を使用し、外装は下記による。 屋内露出部 ※保温化粧バーパ(※樹脂製・亜鉛メッキ鋼板製・SUS製) 屋外露出部 ※溶融アルミニウム亜鉛鉄板ラッピング・SUSラッピング・保温化粧バー(※樹脂製・亜鉛メッキ鋼板製・SUS製) 2. 施工種別別の材料及び施工順序4、5に替え、アルミガラス化粧原紙を使用する。 3. 機器類の保温材の種別は、(※グラスウール保温材・ロックウール保温材)とする。		
ダクトの保温の種別	区分 施工箇所 保温種別 長方形ダクト 屋内露出(一般居室、廊下) J1・(A)・XI 屋内露出(機械室、書庫、倉庫) I・(A)・XI 屋内遮へい、D.S内 I・(D)・XI 屋外露出(バルコニー、開放廊下を含む。) K3・(A)・XI 及び浴室、厨房等の多湿箇所 K3・(A)・XI 円形ダクト 屋内露出(一般居室、廊下) O1・(A)・XI 屋内露出(機械室、書庫、倉庫) N・(A)・XI 屋内遮へい、D.S内 N・(D)・XI 屋外露出(バルコニー、開放廊下を含む。) P3・(A)・XI 及び浴室、厨房等の多湿箇所 P3・(A)・XI 消音内貼り サブライチヤンバー M・(D)・IX 消音チャンバー L・(D)・VII	
給排水衛生設備工事の保温の種別	区分 施工箇所 保温種別 給水管 屋内露出(一般居室、廊下) a1・(A)・VII 機械室、書庫、倉庫 b・(A)・VII 天井内 c2・(D)・VII P.S内及び空隙壁中 — 県営住宅をP.S内 c2・(A)・VII 床下、暗渠内(ビット内、共同溝を含む。) — 屋外露出(バルコニー、開放廊下を含む。) e3・(A)・VII 及び浴室、厨房等の多湿箇所 e3・(A)・VII 厨房の天井内は含まない。 e3・(A)・VII 排水及び通气管 屋内露出(一般居室、廊下) — 機械室、書庫、倉庫 — 天井内 c2・(D)・VII P.S及び空隙壁中 — 屋外露出(バルコニー、開放廊下を含む。) e3・(A)・VII 及び浴室、厨房等の多湿箇所 e3・(A)・VII 厨房の天井内は含まない。 e3・(A)・VII 給湯管(膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラーエ等への補給水管を含む。) a1・(A)・I 機械室、書庫、倉庫 b・(A)・I 天井内 c2・(D)・I P.S内及び空隙壁中 d・(D)・I 屋外露出(バルコニー、開放廊下を含む。) e3・(A)・I 及び浴室、厨房等の多湿箇所 e3・(A)・I 厨房の天井内は含まない。 e3・(A)・I	
(注) 1. 消火、排水及び通气管のうち見えかかり部は塗装を施す。 2. 排水管の管種は耐火2層管、耐火V.Pの場合は、保温を要しない。 3. 施工種別別の材料及び施工順序3、4に替え、アルミガラス化粧原紙を使用する。 4. 機器類の保温材の種別は、(※グラスウール・ロックウール)とする。 5. 消火管外露部保温仕様は、e3・(A)・VIIとする。 6. 便所内露出S.U.S管及び内露出S.U.S管は保温を要しない。 7. 空調設備を要する便所(特別施設等)以外の便所で高密度ポリエチレン管を採用する場合は、施工箇所によらず保温を要しない。 ※ロックウール・グラスウールのホルムアルデヒド放散量による区分は、原則としてF☆☆☆☆とする。	</	

● 空気調和設備	① 設計温湿度 ② 総合試運転調整 ③ 煙道 ④ 煙突 ⑤ 長方形ダクト ⑥ 円形ダクト ⑦ 風量測定口 ⑧ チャンバー ⑨ 吹出口及び吸込口ボックス ⑩ ダンパー ⑪ 配管材料 ⑫ フィルタ ⑬ 溫度計 ⑭ 圧力計 ⑮ 瞬間流量計 ⑯ 油面制御装置 ⑰ 冷却塔	(3) 特に騒音振動など周辺に甚大な影響のある工事については、原則として学校では学校運営に支障を与えない期間、その他の施設では施設管理者と打合せして設定すること。 (4) F F式温風暖房機の撤去・再取付、新規設置について F F式温風暖房機の一時取外し、再取付、新規設置及び動作確認は、製造者又は製造者認定の代理店等に所属する「石油機器技術管理士」の登録を受けたもの（（一財）日本石油燃焼機器保守協会）が行い、記録を整備すること。なお、動作確認は、一時取外し前、再取付け後の双方で行うこと。新規設置の場合は設置後に行うこと。 ※外気利用エアコンの屋内設定値は、夏期湿度50%とする。 ※本工事・別途 風量調整 ※する・しない 水量調整 ・する ※しない 騒音の測定 ・する ※しない 室内気流及びじんあいの測定 ・する ※しない 初期運転状態の記録 ※する・しない 工事対象範囲の既設機器運転状態の記録 ・する ※しない 煙道 (1) 鉄板厚 (※3.2mm・4.5mm) (2) ばい煙濃度計 ※設ける・設けない (3) ばいじん量測定口 ※設ける (測定口は80cmとする)・設けない 煙突 ※別途・本工事 長方形ダクト ※低圧ダクト (垂鉄板製) 長辺の長さ1500mm以下 ※共板工法・スライドオンフランジ工法 ・アンダーフランジ工法 それ以外の部分 ※アンダーフランジ工法 ・高圧1ダクト (垂鉄板製) ・ステンレス製ダクト (・A区分 ※B区分)・塩ビ製ダクト (・A区分 ※B区分) 円形ダクト ※スパイアラルダクト (垂鉄板製・ステンレス製)・硬質塩化ビニル管 (VU) ・換気用耐火二層管 (大臣認定品) ※フレキシブルダクト (・保温付・保温無) (注) 1 使用区分は図示による。 風量測定口 取付け箇所は、図示した箇所及び下記の箇所とする。 送風機吐出ダクト又は吸込ダクト、外気取入ダクト、空調機出口チャンバーの分歧ダクト (1) 内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。 (2) ダクト接続形の空気調和機等に取り付けるサブリチャンバー、レタンチャンバー及びダクト系で消音内貼りしたチャンバーには、点検口を設けるものとし点検口の大きさは下記のとおりとする。 ・300×300・300×500 ※400×600・550×750 (3) 外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンバー及びホッパーは雨水が滞留しないようにする。 チャンバー (1) 内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。 (2) ダクト接続形の空気調和機等に取り付けるサブリチャンバー、レタンチャンバー及びダクト系で消音内貼りしたチャンバーには、点検口を設けるものとし点検口の大きさは下記のとおりとする。 ・300×300・300×500 ※400×600・550×750 (3) 外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンバー及びホッパーは雨水が滞留しないようにする。 吹出口及び吸込口ボックス ※垂鉄板製・グラスウール製 ダンパー (1) 防煙ダンパー 復帰方式 (※遠隔・) 定格入力DC24V, 0.7A以下 (2) ビストンダンパー 復帰方式 (※遠隔・) 配管材料 (1) 冷温水管 ※配管用炭素鋼管 (白)・ (2) 冷却水管 ※配管用炭素鋼管 (白)・ (3) プライム管 ※配管用炭素鋼管 (黒)・ (4) 冷媒管 ※耐熱材被覆钢管 (保溫mm ガス管: 30以上・10以上 流管: 20以上 ※10以上) (5) ドレン管 (屋外) ※配管用炭素鋼管 (白)・硬質塩化ビニル管 VP ドレン管 (屋内) ※保温機能付空調用ドレン管 (EXACD-1PVA相当品) ・耐火二層管 VP (F DPS-1) ・配管用炭素鋼管 (白)・硬質塩化ビニル管 VP (消防協議事項:) ただし、保温機能付空調用ドレン管は、水柱1mを超える配管には使用しない。 (6) 油管 ※配管用炭素鋼管 (黒)・ (7) 蒸気管 給気管 ※配管用炭素鋼管 (黒)・ 還管 ※圧力配管用炭素鋼管 (黒) Sch40・ステンレス鋼管 (8) 膨張管、空気抜き管及び膨張タンクよりリサイクルへの補給水管 ※配管用炭素鋼管 (白)・ 規格はJIS又はJ Vとし、指定なきものは5K、それ以外は図示及び共通仕様書による。また、鋼管被覆管手の種類は図示による。 弁類 規格はJIS又はJ Vとし、指定なきものは5K、それ以外は図示及び共通仕様書による。 温度計 取付部は下記による。 ※熱源機器の冷温水管(出入口共)、冷却水管(出入口共)・空気調和機の冷温水管(出入口共) ※ダクト接続形空気調和機のサプライチャンバー、レタンダクト、外気取込ダクト及びレタンチャンバー ※冷温水ヘッダー(往)及び各返り管・熱交換器の温水管(出入口)・ 圧力計 取付部は下記による。 ※熱源機器の冷温水管(出入口共)、冷却水管(出入口共) ※空気調和機の冷温水管(出入口共) ※冷温水ヘッダー(往)及び各返り管・熱交換器の温水管(出入口)・ 瞬間流量計 瞬間流量計はピトー管方式によるもので直角コック付とし、型式及び取付部は下記による。なお、着脱部の指示部は(※1個・1個)付属とする。 ・熱源機器の冷温水管、冷却水管の出入口どちらかに(※固定形・着脱形)を設ける。 ・空気調和機の冷温水管の出入口どちらかに(※固定形・着脱形)を設ける。 油面制御装置 ※往又は返どちらかの冷温水ヘッダーの各接続管へ(※固定形・着脱形)を設ける。 制御盤には(※給油ポンプ制御・※減油警報・遠隔警報・電磁弁制御・返油ポンプ制御)の端子を設ける。 なお、フロートスイッチ部と制御装置の配管・配線は製造者標準仕様とする。 直交流式・向流型 ※レジスター・ラッゲン殺菌剤等の自動薬剤注入装置・※自動ブロー装置・ 補給水は、水道水とし、補給水接続管部分に清掃用の水栓を分岐して設ける。	⑧ 空気源熱ヒートポンプ空調機 標準仕様書によるほか下記による。 (1) 圧縮機原動機の制御方式 ※回転数制御・オンオフ制御 (2) 冷媒 HFC (R410A, R32又はR407C) (注) 1 R410Aを採用した場合、冷媒配管は機器の設計圧力を満足するものを使用すること。 (注) 2 R32を採用した場合、冷媒配管の断熱材被覆钢管は難燃性のものを使用すること。 (3) 埼玉県グリーン調達推進方針で掲げる成績係数を満たす機器とする。 ⑨ 長方形ダクト ※低圧ダクト (垂鉄板製) 長辺の長さ1500mm以下 ※共板工法・スライドオンフランジ工法 ・アンダーフランジ工法 それ以外の部分 ※アンダーフランジ工法 ・高圧1ダクト (垂鉄板製) ・ステンレス製ダクト (・A区分 ※B区分)・塩ビ製ダクト (・A区分 ※B区分) ⑩ 円形ダクト ※スパイアラルダクト (垂鉄板製・ステンレス製)・硬質塩化ビニル管 (VU) ・耐火二層換気管又は耐火VP ※フレキシブルダクト (・保温付・保温無) (注) 1 使用区分は図示による。 ⑪ 風量測定口 取付け箇所は、図示した箇所及び下記の箇所とする。 送風機吐出ダクト又は吸込ダクト、外気取入ダクト ⑫ チャンバー (1) 内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。 (2) 消音内貼りしたチャンバーには、点検口を設けるものとし、点検口の大きさは下記のとおりとする。 ・300×300・300×500 ※400×600・550×750 (3) 外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンバー及びホッパーは雨水が滞留しないようにする。 ⑬ ダンパー (1) 防煙ダンパー 復帰方式 (※遠隔・) 定格入力DC24V, 0.7A以下 (2) ビストンダンパー 復帰方式 (※遠隔・) ⑭ 多湿箇所の排気ダクト (1) 排気ダクトのうち下記箇所は硬質塩化ビニル管 (VU) (防火区画貫通箇所は換気用耐火二層管 (大臣認定品))を使用できる。 ※浴室 (シャワーブース、脱衣室を含む)・ (2) 水抜き管は (※厨房、浴室)※結露水が滞留する部分・の排気ダクトには設ける ⑮ 保 温 下記のダクトの保温を行う。 ※全熱交換器用の頸い部ダクト 仕様はN・(D)・X1とする。 保温施工範囲は、給気用OAダクトは全て、また、排気用EAダクトは外壁より1mの部分とする。 ※ (※厨房・湯沸室・)用の遮蔽い部ダクト (仕様はh・(イ)・IXとし範囲は図示による) ⑯ 試運転調整 風量調整 ※する・しない 風量測定 ※する・しない 騒音の測定 ・する ※しない ⑰ ダ ク ト ※垂鉄板・ ⑱ 排煙口の形式 ※天井取付 (・スリット形 ※スイング形) ・壁取付 (・スリット形・スイング形) ⑲ 排煙口手動開放装置 開放及び復帰方式 ※ワイヤー式・電気式 (遠隔操作・不要・要) ⑳ 排煙風量測定 建築設備定期検査業務基準書 ((一財)日本建築設備・昇降機センター)の排煙風量の検査方法に準ずる。 ⑳ 中央監視制御装置 ・有り ※無し 図示による ⑳ 構成・機能 使用する電線及びケーブルは、原則としてEM電線またはEMケーブルとする。 屋外・屋内露出の電線は、図面に特記のない限り金属管配線とする。 天井内頸い部電線は、図面に特記のない限りケーブル配線とする。 ⑳ 電気計装用機材 1 小便器用節水装置 JIS B 2026 (自動水栓) による電気開閉式とし、小便器 (※一体形・分離形) とする。 ・小便器 ※全部ストール形・一部ストール形 手すり (・本工事・別途工事) ・洗面器 ※自動水栓 (・全部・一部)・レバーワー式水栓 (一部) ・シャワー ※サマソスタット式・ミキシング式 ※スライドバー・フック ※止水機能付節水形シャワーヘッド ・鏡 ※600×800 (耐食鏡)・傾斜鏡 (・照明無・照明付) (1) 具付属止水栓は ※ドライバー式・ハンドル式 (2) 水抜き栓を使用する場合は、水栓は固定コマ式とする。 ※AC100V・乾電池等・自己発電 (1) JIS A 4422 (温水洗浄便座) とする。 (2) 機能種別 ※温水洗浄・温風乾燥・トイレ室内暖房 (3) 温水洗浄加熱方式 ※瞬間式・貯湯式 (4) 使用流体は、飲料用水道水とする。 (5) リモコン・AC100V・乾電池等 ※自己発電 器具表又は下記の場合を除き、※節水I型・節水II型とする。 ・洗浄弁操作方式は、※手動式・電気開閉式 (※センサー式・タッチスイッチ式) ・上階階で使用する大便器洗浄弁は、現地給水管の流動圧を確認し、必要に応じ低圧圧とする。 ※設ける (ピット内は除く)・設けない ※共栓なしとする・共栓付とする。 ※使用できる・使用できない ⑳ 自動水栓 ・自動水栓の電源 5 暖房便座 (1) JIS A 4422 (温水洗浄便座) とする。 ※熱源機器の冷温水管 (出入口共)、冷却水管 (出入口共)・空気調和機の冷温水管 (出入口共) ※ダクト接続形空気調和機のサプライチャンバー、レタンダクト、外気取込ダクト及びレタンチャンバー ※冷温水ヘッダー (往) 及び各返り管・熱交換器の温水管 (出入口)・ 取付部は下記による。 ※熱源機器の冷温水管 (出入口共)、冷却水管 (出入口共) ※空気調和機の冷温水管 (出入口共) ※冷温水ヘッダー (往) 及び各返り管・熱交換器の温水管 (出入口)・ 瞬間流量計はピトー管方式によるもので直角コック付とし、型式及び取付部は下記による。なお、着脱部の指示部は(※1個・1個)付属とする。 ・熱源機器の冷温水管、冷却水管の出入口どちらかに(※固定形・着脱形)を設ける。 ・空気調和機の冷温水管の出入口どちらかに(※固定形・着脱形)を設ける。 ※往又は返どちらかの冷温水ヘッダーの各接続管へ(※固定形・着脱形)を設ける。 制御盤には(※給油ポンプ制御・※減油警報・遠隔警報・電磁弁制御・返油ポンプ制御)の端子を設ける。 なお、フロートスイッチ部と制御装置の配管・配線は製造者標準仕様とする。 ※直交流式・向流型 ※レジスター・ラッゲン殺菌剤等の自動薬剤注入装置・※自動ブロー装置・ 補給水は、水道水とし、補給水接続管部分に清掃用の水栓を分岐して設ける。 ⑳ 水栓 12 搬音装置 13 その他の配管 14 水栓 15 水栓 16 水栓 17 水栓	12 搬音装置 ・女子用トイレブースに設置する。(※本工事・別途工事) ・男子用トイレブースに設置する。(※本工事・別途工事) ・バリアフリートイレブースに設置する。(※本工事・別途工事) 衛生設備器具の適用等の必要なことは別途衛生設備器具表による。 13 その他の配管 配管材料は、※下記・図面指示 (図面指示が不足する箇所は下記)による。	施 工 管 所	管 種 別		-----------------------	--		床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む。)	※SUS・SGP-PD ・ボリブテン管		ウエット厨房、浴室等の湿润シダー内配管	※SUS・SGP-PD・HIVP ・ボリブテン管		保温をしない屋外露出部	※SUS・SGP-PD		地中埋設部 (水道直結部分)	・HIVP・水道用ステンレス鋼管 ・水道配水用ポリエチレン管 (PE)		地中埋設部 (一般部分)	※HIVP・水道用ポリエチレン管 ・水道配水用ポリエチレン管 (PE)		県営住宅 住戸内	※ボリブテン管 (さや管ヘッダーエ法)		便所天井内、PS内 (注5)	※高密度ポリエチレン管 (32A以上)		便所天井内	※ボリブテン管 (10mm保温付)		便所空隙壁内又は衛生器具等接続管	※ボリブテン管		その他の部分	※SUS・SGP-PD・HIVP ・ボリブテン管		床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む。)	※SUS・SGP-PD・HIVP ・ボリブテン管		湿润シダー内配管	※SUS・SGP-PD・HIVP ・ボリブテン管		保温をしない屋外露出部	※SUS・SGP-PD		地中埋設部 (一般部分)	※HIVP・水道用ポリエチレン管 ・水道配水用ポリエチレン管 (PE)		県営住宅 住戸内	※ボリブテン管 (さや管ヘッダーエ法)		便所天井内、PS内 (注5)	※高密度ポリエチレン管 (32A以上)		便所天井内	※ボリブテン管 (10mm保温付)		便所空隙壁内又は衛生器具等接続管	※ボリブテン管		その他の部分	※SUS・SGP-PD・HIVP ・ボリブテン管	(注) 1. SUSとは、JIS G 3448またはJWWA G 115に規定するステンレス鋼管とし、継手は一般部 (・圧縮・ダブ) หรือ (※括弧) とする。 2. ステンレス管に取付ける弁は、JV8-1による。 3. 飲料水以外の給水管は、系統別に管外に配管識別テープを巻く。また、誤接続がないことを確認するため衛生器具の取付完了後、系統毎に着色水を用いた通水試験を行う。 4. 建物導入部において、ポリエチレン管と異種管を接合する場合は、接合部が容易に点検できるように点検用樹脂を設ける。 5. 直径25AIにて大便器等に接続する場合は、施工状況に応じて高密度ポリエチレン管の使用も可とする。 6. 高密度ポリエチレン管とは、主材料に高密度ポリエチレン樹脂 (PE 100) を採用し、管と維手を電気融着にて接合するものをいう。 7. 地中埋設部 (水道直結部分) は水道事業者の指示による。 1 長方形ダクト ※低圧ダクト (垂鉄板製) 長辺の長さ1500mm以下 ※共板工法・スライドオンフランジ工法 ・アンダーフランジ工法 それ以外の部分 ※アンダーフランジ工法 ・高圧1ダクト (垂鉄板製) ・ステンレス製ダクト (・A区分 ※B区分)・塩ビ製ダクト (・A区分 ※B区分) 2 円形ダクト ※スパイアラルダクト (垂鉄板製・ステンレス製)・硬質塩化ビニル管 (VU) ・耐火二層換気管又は耐火VP ※フレキシブルダクト (・保温付・保温無) (注) 1 使用区分は図示による。 3 風量測定口 取付け箇所は、図示した箇所及び下記の箇所とする。 送風機吐出ダクト又は吸込ダクト、外気取入ダクト、空調機出口チャンバーの分歧ダクト (1) 内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。 (2) ダクト接続形の空気調和機等に取り付けるサブリチャンバー、レタンチャンバー及びダクト系で消音内貼りしたチャンバーには、点検口を設けるものとし点検口の大きさは下記のとおりとする。 ・300×300・300×500 ※400×600・550×750 (3) 外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンバー及びホッパーは雨水が滞留しないようにする。 4 チャンバー (1) 内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。 (2) ダクト接続形の空気調和機等に取り付けるサブリチャンバー、レタンチャンバー及びダクト系で消音内貼りしたチャンバーには、点検口を設けるものとし点検口の大きさは下記のとおりとする。 ・300×300・300×500 ※400×600・550×750 (3) 外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンバー及びホッパーは雨水が滞留しないようにする。 5 ダンパー (1) 防煙ダンパー 復帰方式 (※遠隔・) 定格入力DC24V, 0.7A以下 (2) ビストンダンパー 復帰方式 (※遠隔・) 6 多湿箇所の排気ダクト (1) 排気ダクトのうち下記箇所は硬質塩化ビニル管 (VU) (防火区画貫通箇所は換気用耐火二層管 (大臣認定品))を使用できる。 ※浴室 (シャワーブース、脱衣室を含む)・ (2) 水抜き管は (※厨房、浴室)※結露水が滞留する部分・の排気ダクトには設ける 7 保 温 下記のダクトの保温を行う。 ※全熱交換器用の頸い部ダクト 仕様はN・(D)・X1とする。 保温施工範囲は、給気用OAダクトは全て、また、排気用EAダクトは外壁より1mの部分とする。 ※ (※厨房・湯沸室・)用の遮蔽い部ダクト (仕様はh・(イ)・IXとし範囲は図示による) 8 試運転調整 風量調整 ※する・しない 風量測定 ※する・しない 騒音の測定 ・する ※しない 9 長方形ダクト ※低圧ダクト (垂鉄板製) 長辺の長さ1500mm以下 ※共板工法・スライドオンフランジ工法 ・アンダーフランジ工法 それ以外の部分 ※アンダーフランジ工法 ・高圧1ダクト (垂鉄板製) ・ステンレス製ダクト (・A区分 ※B区分)・塩ビ製ダクト (・A区分 ※B区分) 10 円形ダクト ※スパイアラルダクト (垂鉄板製・ステンレス製)・硬質塩化ビニル管 (VU) ・耐火二層管 (大臣認定品) ※フレキシブルダクト (・保温付・保温無) (注) 1 使用区分は図示による。 11 水栓 1 一体形タンク 2 水栓 3 量水器 4 量水器 5 量水器 6 弁類 7 水栓柱 8 建物導入部配管 9 検針方法 10 水道利用加入金 11 本管取出し 12 搬音装置 13 その他の配管 14 水栓 15 水栓 16 水栓 17 水栓	1 長方形ダクト ※低圧ダクト (垂鉄板製) 長辺の長さ1500mm以下 ※共板工法・スライドオンフランジ工法 ・アンダーフランジ工法 それ以外の部分 ※アンダーフランジ工法 ・高圧1ダクト (垂鉄板製) ・ステンレス製ダクト (・A区分 ※B区分)・塩ビ製ダクト (・A区分 ※B区分) 2 円形ダクト ※スパイアラルダクト (垂鉄板製・ステンレス製)・硬質塩化ビニル管 (VU) ・耐火二層管 (大臣認定品) ※フレキシブルダクト (・保温付・保温無) (注) 1 使用区分は図示による。 3 風量測定口 取付け箇所は、図示した箇所及び下記の箇所とする。<br



室外機寸法 W1800×D800×H1800程度
基礎寸法 2000×7000×300程度(機械3台)
フェンス H1800

機器表

記号	機器名称	形 式	仕 様	消費電力 (KW)	電源(50Hz)		台数	設置場所 参考型番
					相 (φ)	電圧 (V)		
ACP 1	ヒートポンプエアコンビル用マルチ（室外機）	床置型	冷房能力 8.5. 0 KW 暖房能力 9.5. 0 KW R32 アクティブフィルター 防振ゴム 他付属品一式	冷房時 2.2. 4 KW 暖房時 2.2. 5 KW	3	200	1	屋外×1 RXGA850A
ACP 1-1	ヒートポンプエアコンビル用マルチ（室内機）	天吊型	冷房能力 1.4. 0 KW 暖房能力 1.6. 0 KW 標準グリル 標準フィルター 防球ガード 他付属品一式	冷房時 0.24 KW 暖房時 0.182 KW	1	200	6	屋内運動場×6 FXYHA140AA
				冷房時 2.5. 2 KW 暖房時 2.4. 2 KW				PA-P850UX6
				冷房時 0.117 KW 暖房時 0.117 KW				CU-P140T6U
ACP 2	ヒートポンプエアコンビル用マルチ（室外機）	床置型	冷房能力 8.5. 0 KW 暖房能力 9.5. 0 KW R32 アクティブフィルター 防振ゴム 他付属品一式	冷房時 2.2. 4 KW 暖房時 2.2. 5 KW	3	200	1	屋外×1 RXGA850A
ACP 2-1	ヒートポンプエアコンビル用マルチ（室内機）	天吊型	冷房能力 1.4. 0 KW 暖房能力 1.6. 0 KW 標準グリル 標準フィルター 防球ガード 他付属品一式	冷房時 0.24 KW 暖房時 0.182 KW	1	200	6	屋内運動場×6 FXYHA140AA
				冷房時 2.5. 2 KW 暖房時 2.4. 2 KW				PA-P850UX6
				冷房時 0.117 KW 暖房時 0.117 KW				CU-P140T6U

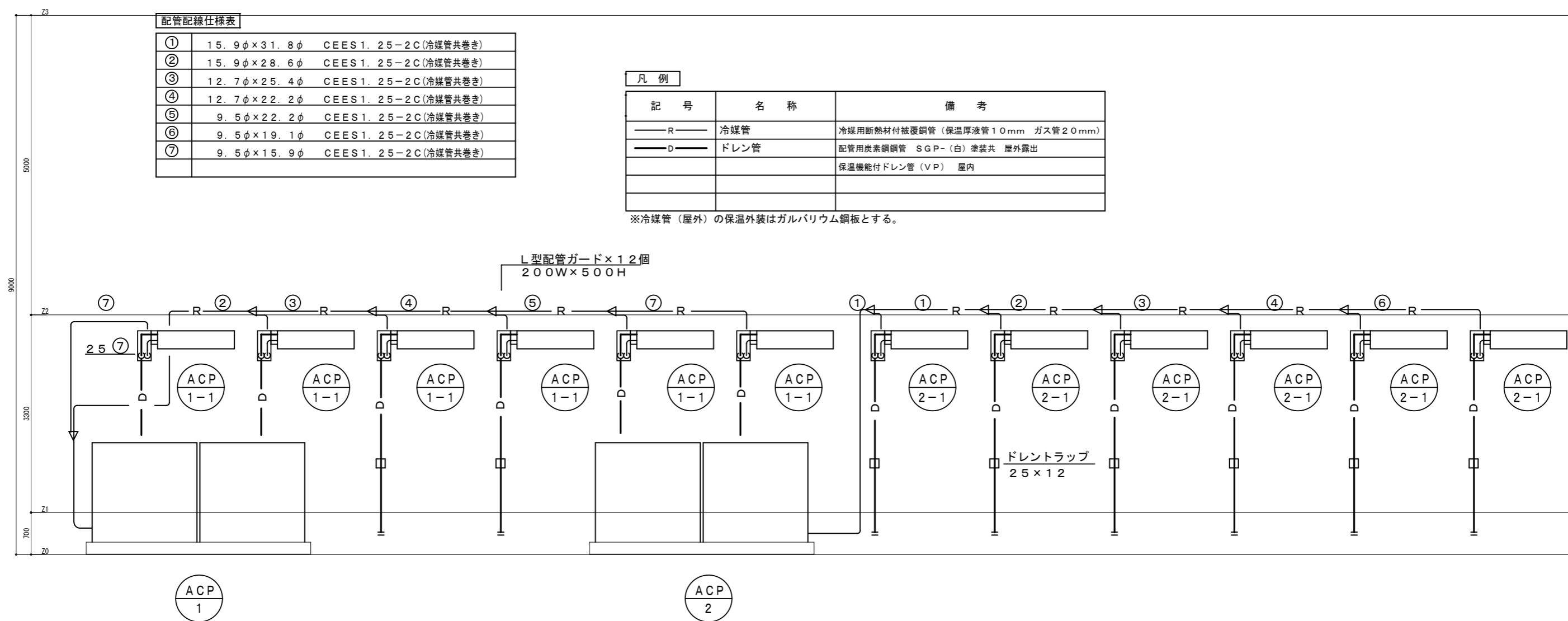
配管配線仕様表

①	15. 9 φ × 31. 8 φ CEES1. 25-2C (冷媒管共巻き)
②	15. 9 φ × 28. 6 φ CEES1. 25-2C (冷媒管共巻き)
③	12. 7 φ × 25. 4 φ CEES1. 25-2C (冷媒管共巻き)
④	12. 7 φ × 22. 2 φ CEES1. 25-2C (冷媒管共巻き)
⑤	9. 5 φ × 22. 2 φ CEES1. 25-2C (冷媒管共巻き)
⑥	9. 5 φ × 19. 1 φ CEES1. 25-2C (冷媒管共巻き)
⑦	9. 5 φ × 15. 9 φ CEES1. 25-2C (冷媒管共巻き)

凡 例

記 号	名 称	備 考
—R—	冷媒管	冷媒用断熱材付被覆銅管 (保温厚液管 10mm ガス管 20mm)
—D—	ドレン管	配管用炭素鋼管 SGP- (白) 塗装共 屋外露出
		保温機能付ドレン管 (VP) 屋内

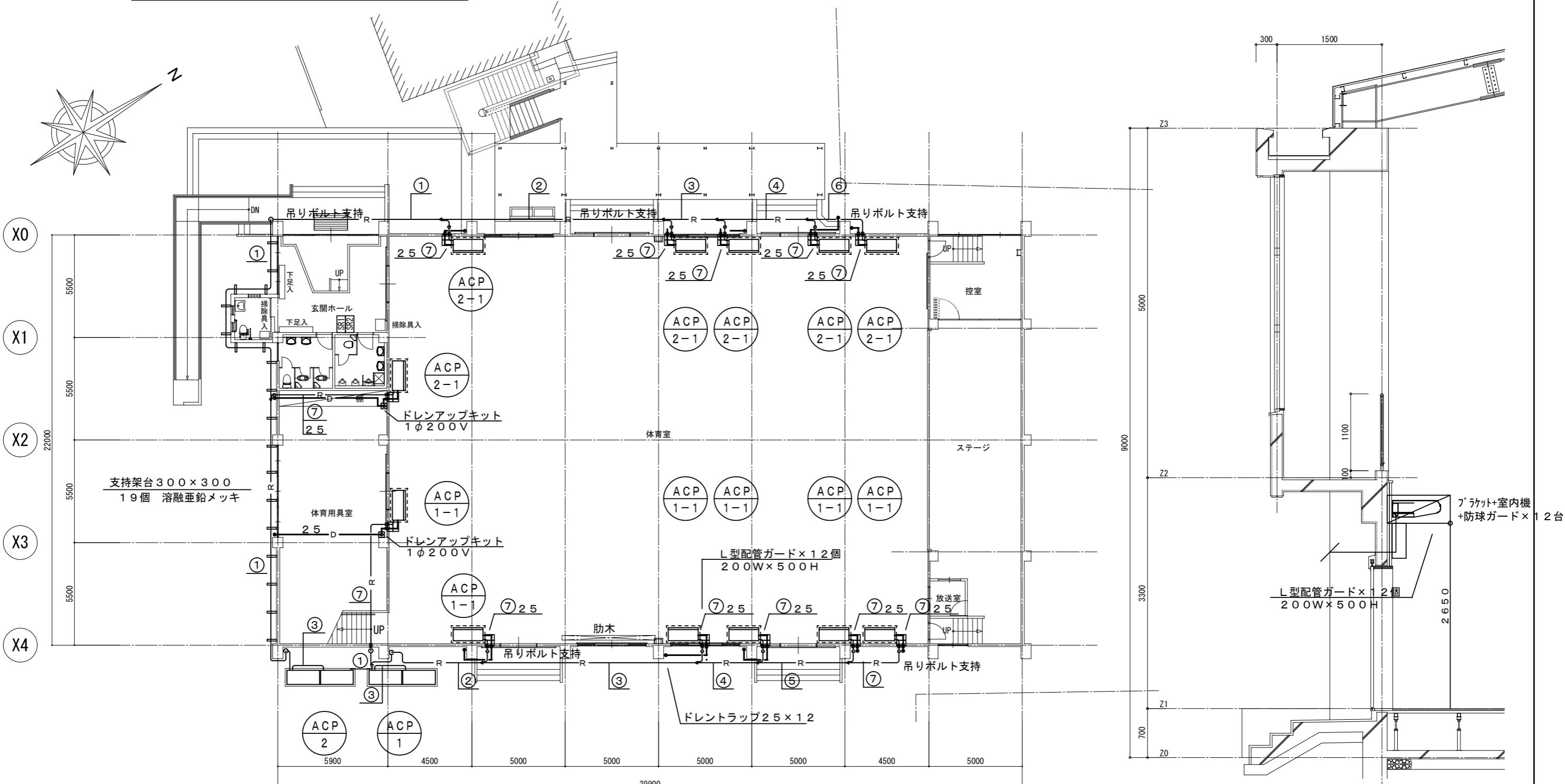
※冷媒管（屋外）の保温外装はガルバリウム鋼板とする。



配管配線仕様表	
①	15. 9φ×3 1. 8φ CEEES1. 25-2C(冷媒管共巻き)
②	15. 9φ×2 8. 6φ CEEES1. 25-2C(冷媒管共巻き)
③	12. 7φ×2 5. 4φ CEEES1. 25-2C(冷媒管共巻き)
④	12. 7φ×2 2. 2φ CEEES1. 25-2C(冷媒管共巻き)
⑤	9. 5φ×2 2. 2φ CEEES1. 25-2C(冷媒管共巻き)
⑥	9. 5φ×1 9. 1φ CEEES1. 25-2C(冷媒管共巻き)
⑦	9. 5φ×1 5. 9φ CEEES1. 25-2C(冷媒管共巻き)

凡 例		
記 号	名 称	備 考
— R —	冷媒管	冷媒用断熱材付被覆銅管（保温厚液管 10 mm ガス管 20 mm）
— D —	ドレン管	配管用炭素鋼銅管 SGP-（白）塗装共 屋外露出
		保温機能付ドレン管（VP） 屋内

※冷媒管（屋外）の保温外装はガルバリウム鋼板とする。



1階平面図 1/150

A horizontal sequence of nine circles, each containing a letter from Y0 to Y8. The circles are arranged in a single row, spaced evenly apart.

宮代町立避難所空調設備設置工事

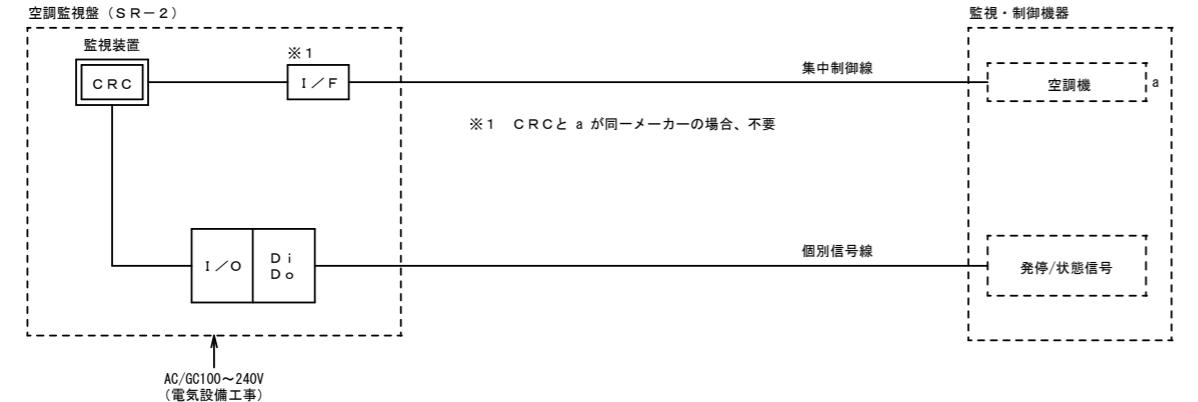
[東小学校] 空気調和設備 1階平面図

SCALE 1/150 設計 製図

官岱町教育推進課

M-05

1 システムブロック図 A社



2 機器仕様

記号	名称	基本機能	基本仕様	
CRC	集中管理コントローラ	空調機等の設備との通信 監視・制御に関する集中管理 監視画面の表示、操作	通信ポート: 1 緊急停止入力: 1点 ノーマル接点信号入力: 3点 LANポート: 1 10.4インチタッチパネル液晶	外形: 290 × 243 × 50 重量: 2.4kg 電源: AC100~240V 50/60Hz 消費電力: 23W 環境: 温度0~40°C、湿度85%RH以下
I/O	I/Oシステム 通信ユニット	CRCとモジュール間の通信ユニット CRCと専用ラインで接続 CRCに最大30台接続	モジュールの最大合計点数: 120点	外形: 51 × 100 × 72.5 電源: DC24V(別途DC電源) 環境: 温度0~55°C
CN	コネクタ	通信ユニットとCRCのRS-485専用 通信線を接続		環境: 温度0~60°C
DC-1	DC24V 電源ユニット	通信ユニット、電源モジュールに DC24Vを供給	出力: DC24V 最大供給電力: 60W	外形: 50 × 136 × 99.5 電源: AC100~240V 50/60Hz
DC-2	DC24V 電源モジュール	モジュールにDC5Vを追加供給		外形: 12 × 100 × 70.5 電源: DC24V(別途DC電源)
D i	D iモジュール	デジタル信号の入力	8点	※1
D o	D oモジュール	デジタル信号の出力	4点(管理点として瞬時: 2/常時: 4)	※1
EM	終端モジュール	ノードの終端に設置		※1

●全項目共通: 外形 (W) × (H) × (D)、結露無きこと
●※1 : 外形 15.8 × 100 × 70.5、環境: 温度0~55°C

3 機能表

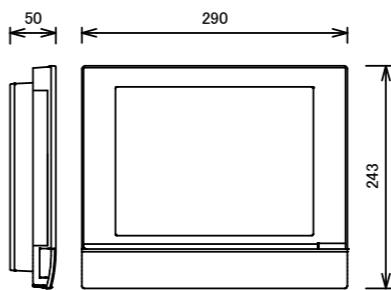
- システム概要
 - 本システムは建物設備の管理システムであり、パッケージ型空調機の集中管理を行うものとする。
 - 本システムは集中管理コントローラ(CRC)、拡張アダプター(PLS)、信号入出力端末(I/Oモジュール)で構成され、集中管理コントローラから操作、設定、表示を行うものとする。
- 集中管理機能
 - 管理点をエリアとしてまとめ、最大10階層に設定することができる。
最大管理点数650点、最大エリア数650エリア
 - 監視
管理点の状態・異常の監視を行う。
パッケージ型空調機は、運転/停止、運転モード、設定温度、風量、風向、手元リモコン許可/禁止、吸込温度
入出力端末(I/Oシステム)を接続し、パッケージ型空調機以外の管理点の状態・異常の監視を行う。
 - 操作
管理点の発停操作を行う。
パッケージ型空調機は、運転/停止、運転モード、設定温度、風量、手元リモコン許可/禁止、停止タイマー、設定温度制限、エリア毎の一括操作が可能
入出力端末(I/Oシステム)を接続し、パッケージ型空調機以外の管理点の発停を行う。
 - 表示
アイコン画面、リスト画面を切り換えて表示
レイアウト画面に対応
 - 履歴管理
機器の状態変化や異常を最大50万件保存する。CSVデータを出力が可能
- 自動制御機能
 - スケジュール制御
最大100プログラム、1プログラムに、週間スケジュール(7曜日+5特別日)、年間カレンダー、有効期間(季節)設定あり。1曜日に最大20アクション
パッケージ型空調機は、運転/停止、運転モード、設定温度、風量、手元リモコン許可/禁止、停止タイマー、設定温度制限
 - 運動制御
最大500プログラム、1プログラムに、入力管理点最大50、出力1、2に管理点最大25または1エリア
入力検出条件は、発停、機器異常、運転モード、アナログ上限異常、アナログ値
 - 緊急停止制御
停止機器を選択できる最大31プログラム、または、本体第1ポートで一括停止
 - 消し忘れ防止機能(停止タイマー)
室内機の運転開始後、設定時間を経過すると自動的に停止する切りタイマー
システム全体で1つの設定時間(30/60/90/120/150/180分)を選択

4 管理点一覧表

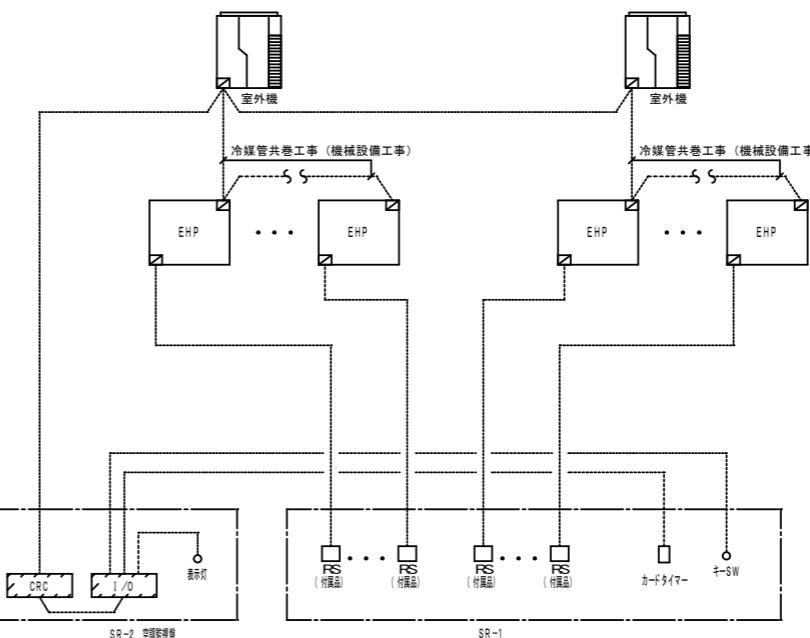
設備記号	名 称	自動制御盤	信号取合先	操 作						備 考
				発停	切替	設定	監 査	警報	計 測	
■空調機器										
EHP-1	室外機	SR-2	室外機	6	6	6	6	6	6	
EHP-1-1	室内機	SR-2	室内機	6	6	6	6	6	6	
EHP-1	室外機	SR-2	室外機	6	6	6	6	6	6	
EHP-1-1	室内機	SR-2	室内機	6	6	6	6	6	6	
■その他										
キーSW 通常	S R - 1	機器本体					1			
キーSW 貸出	S R - 1	機器本体					1			
カードタイマー	S R - 1	機器本体					1			
表示灯	S R - 2	機器本体	1							

5 参考姿図

監視装置: CRC(集中管理コントローラ)



6 空調機制御



- 制御項目
- 空調システムとの通信<ビル用マルチ空調機系統>
(発停・状態・警報・設定温度・設定温度制限※・運転モード切替
計測・異常コード)

- (注記)
- 電源供給工事は電気工事
 - 室内機～室外機間信号線は冷媒管共巻工事(設備工事)とする。
 - RS(手元リモコン)は装置付属品とする。

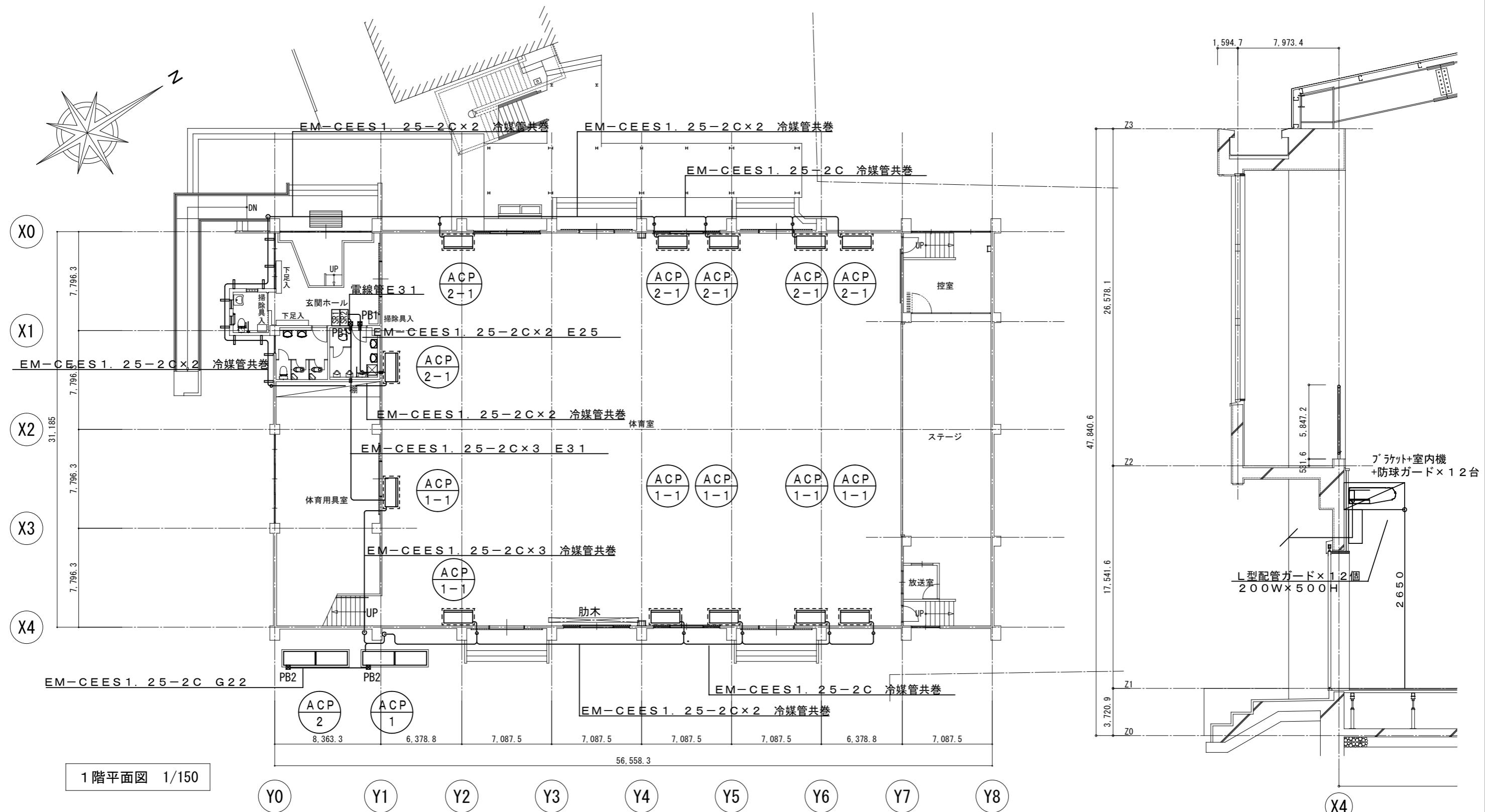
※設定温度制限、設定温度の上限/下限値を設定することが可能。

<動作説明>

- 学校使用時: 空調制御SR-1のキーSWを「通常」側にし、体育館管理室集中コントローラーで空調制御を行う。(体育館内RSは操作不可)
- 貸出使用時: 空調制御SR-1のキーSWを「貸出」側にし、カードを入れた後、個別リモコンで空調制御を行う。(管理室でも操作可能)

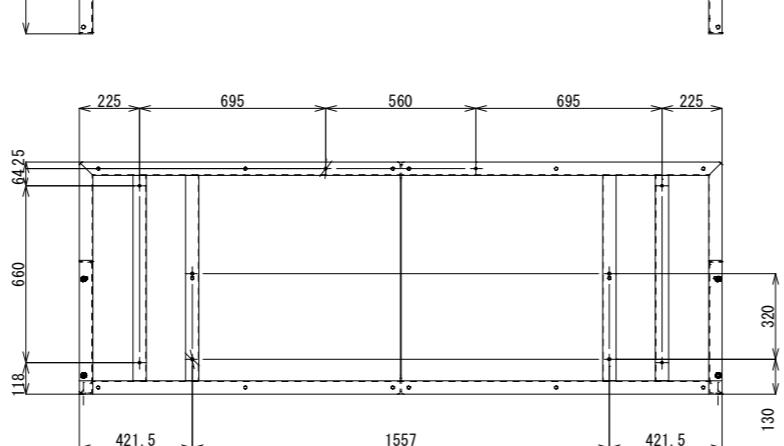
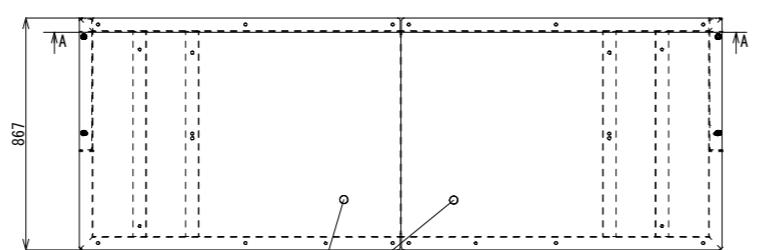
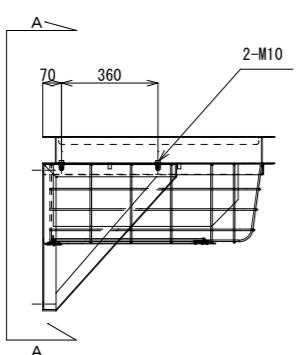
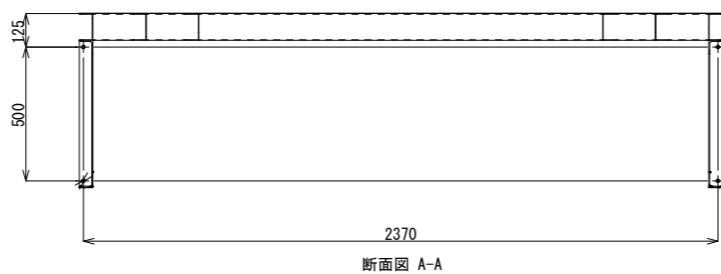
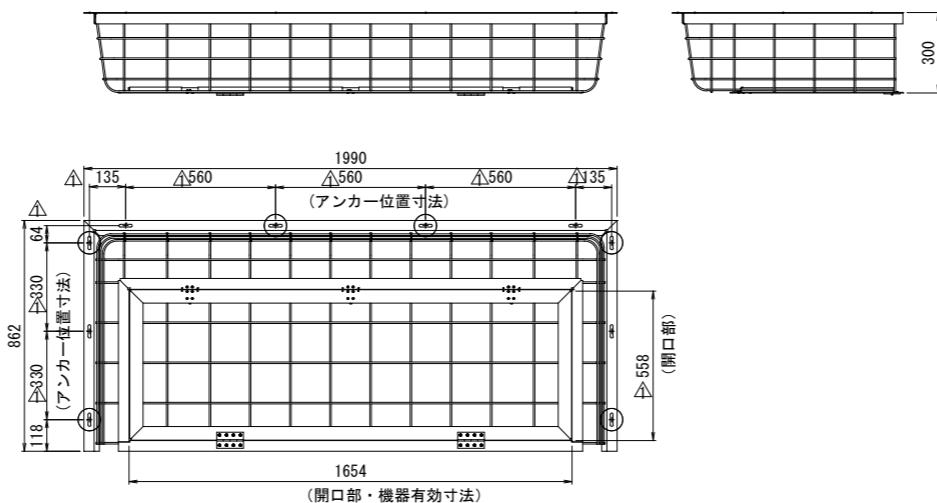
凡例

記号	名 称	備 考
—	リモコン線	EM-CEES1.25-2C 冷媒管共巻
☒PB1	ブルボックス	200×200×200H 鎌止め塗装
☒PB2	ブルボックス	200×200×200H SUS WP
■	はつり補修	鉄筋探査含む



12台

防球ガード仕様書 大型	
仕様	SWM-B (鉄線)
材質	φ 6
製品質量	①: 約23.5 (kg)
表面処理	ポリエスチル粉体塗装 (塗装色: マンセル 2.5Y9/1半ツヤ)
参考型式	B G - 2 0 0 0



12台

壁付け防球ガード架台 参考図	
架台質量	62 kg
主材	[-100×50×t2.3
材質	SS400
表面処理	ポリエスチル粉体塗装 (塗装色: 白系 マンセル2.5Y9/1半ツヤ)
付属品	
室内機取付ボルト SUS304 六角ボルトM10×50(2N, 1W)	5 セット
防球ガード取付ボルト SUS304 六角ボルトM8×30(2N, 2W)	7 セット
壁付け架台-三角ブラケット取付ボルト SUS304 六角ボルトM10×30(2N, 2W)	5 セット
天板取付ボルト SUS304 六角ボルトM8×30(2N, 2W)	18 セット